

平成22年度 環境施策総括表

資料9

①事業・施策名	②施策内容・計画目標等	③平成22年度事業実績	④事業所管課による評価等	⑤評価	⑥平成23年度	⑦担当課
<b>第2章 第1節 人と海・山との豊かなふれあいを保ち、生きものと共生するまちづくり</b>						
<b>第1項 豊かな自然のネットワークと生物の多様性</b>						
博多湾環境保全対策の推進	水質の保全のみならず、博多湾の持つ豊かな自然環境の保全・再生および創造を推進することを目的とする「博多湾環境保全計画」の着実な推進を図るため、「博多湾環境保全計画推進委員会」を設置し、計画の進行管理や施策の効果の評価、新たな対策の検討などを行っています。 貧酸素の発生状況調査や指標生物のモニタリング調査等を行うとともに、博多湾の生物の生息環境に大きな影響を与える貧酸素水塊の発生過程や栄養塩のバランス等について検討を行っています。  <計画目標等> 博多湾の将来像 “生物が生まれ育つ博多湾”	・博多湾環境保全計画推進委員会の開催（10月、3月） ・貧酸素発生状況調査(15地点,6～10月,計9回) ・生物指標モニタリング調査（市民参加型含む） ・博多湾生物生息環境保全対策検討（栄養塩のバランス等について）	・博多湾環境保全計画推進委員会において、計画の進行管理を行っている。	→	継続	環境局環境調整課
今津干潟保全対策	国際的に貴重な野鳥の飛来地であり、絶滅危惧種のカブトガニをはじめとする多様な生物の生息・生育場となっている今津干潟の保全について、学識者、地域住民、関係機関等からなる「今津干潟懇話会（17年3月設置）」において検討しています。保全対策については、地域と共働で取り組みます。  <計画目標等> 野鳥やカブトガニ等多様な生物が生育・生息している。	・今津干潟懇話会の開催（6月、2月） ・カブトガニ保全対策（調査）	今津干潟懇話会において保全対策等の検討を行っている。	→	継続	環境局環境調整課
生きものにぎわい創造事業	豊かな自然環境を継承するため、「生物多様性ふくおか戦略（仮称）」の策定を進めます。 また、市域に「生きものにぎわい」を取り戻すため、里地里山等を対象とした市民参加型のエコアップ活動等を実施し、さらに市民主体による生物多様性保全事業に取り組んでいきます。  <計画目標等> 生態系ネットワークの形成を図ることにより、生物多様性を保全するとともに、市域に「生きものにぎわい」を取り戻し、人と自然が共生する環境にやさしい都市の実現を図る。	・市民参加型エコアップ活動（東平尾公園） 第1回（11月）生きものを見つけてみよう20人参加 第2回（12月）生きもの居場所づくり 26人参加 第3回（2月）居場所はどうか 20人参加  ・ピオトープ生物出現状況調査（クリーンパーク臨海） 第1回（8月）・第2回（11月）・第3回（3月） （第2回：ピオトープ教室を併せて実施 28人参加）  ・生物多様性ふくおか戦略（仮称）策定検討委員会 設置・開催（3月）	・エコアップ活動、ピオトープ教室を通じて、生物多様性保全活動について市民啓発を図っている。	→	継続	環境局環境調整課
自然環境調査	自然環境の保全を図るための基礎資料とするとともに、市民への啓発に資するため、自然環境の現状及び貴重種動植物等の生息状況の調査を実施しています。	・市域の鳥類、昆虫類の生息状況および貴重植物生育状況調査を実施。		→	継続	環境局環境調整課（H23～保健環境研究所）
ヒナモロコの飼育・増殖	動物地理学上貴重な種で、絶滅の危機に瀕しているヒナモロコの保全のため、平成4年度から継続して人工飼育・増殖を行っています。平成7年度に金武川エコロジカルリバーの自然観察池に試験的に放流し、経過を観察中です。  <計画目標等> 種の保存を図る（種を絶やさない）	飼育継続中	種を絶やすことなく飼育を継続している。	→	継続	環境局環境調整課
エコパークゾーンの環境保全創造	和白干潟を含むアイランドシティ周辺海域、海岸域（約550ha）を自然と人が共生するエコパークゾーンと位置づけ、市民や自然保護団体等が参加する懇話会からの提言を踏まえて平成9年に策定した「エコパークゾーン整備基本計画」に基づいて、豊かな生態系を構成する生物を育む場として自然環境の質的向上を図るとともに、地域の特性を活かした潤いのある生活環境の形成や環境教育の場としての利用を行うなど、自然環境を活かした整備を行ってきました。  平成18年度からは、学識経験者と市民で構成する「エコパークゾーン環境保全創造委員会」において、これまでにエコパークゾーンで実施した環境保全創造施策の評価と今後取り組むべき施策の方向性について検討を行い、平成22年3月に「エコパークゾーン環境保全創造計画」として提案いただきました。これを踏まえ、今後も引き続きエコパークゾーンの環境保全創造に向けた取組を着実に進めてまいります。 また、平成18年4月から、和白干潟で活動している市民団体等と行政が参加する市民協議会「和白干潟保全のつどい」において、定期的に意見交換を行うとともに、和白干潟の環境保全等に向けた共働事業を企画し、実施しています。  <計画目標等> ●御島ゾーン 特色ある御島の歴史を感じ、散策や憩える空間として整備されるとともに、野鳥や海生生物の生息環境の保全や、水質・底質の改善が図られている。 ●香住ヶ丘ゾーン 砂浜、磯浜などの自然海岸や緑地とふれ親しむ空間としての整備がなされている。 ●和白干潟ゾーン 水質・底質の改善や豊かな生態系の保全・創造を図るとともに、野鳥などの多様な生物が生息する環境を活かして、自然を観察し、ふれあえる空間としての整備がなされている。また、海岸の利用しやすさと安全性の向上など、生活環境の改善がなされている。 ●海の中道ゾーン 砂浜にふれ親しみ、白砂青松を感じさせるレクリエーション空間としての利用を図るため、砂浜、松林が保全されている。	<実績> ①和白海域においてアマモ発芽生育試験を実施（平成21年度より継続） ②野鳥の休息場（フロート）の設置(平成21年度に引き続き追加設置) ③「和白干潟保全のつどい」（平成18年4月設立） 定例会：毎月1回 環境保全活動：7回実施 （アオサ回収の効果確認調査、干潟の生きもの観察会、アオサの回収(4回)、バードウォッチング） ④市民共働事業の支援 和白干潟での環境保全活動向けに倉庫・トイレの設置、レクリエーション保険の加入	エコパークゾーンの環境質向上に向けた取組を進めることができた。	↑	継続	港湾局環境対策課
<b>第2項 豊かな緑の自然とのふれあい</b>						
特別緑地保全地区、緑地保全林地区の指定等	「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区、及び「福岡市緑地保全と緑化推進に関する条例」に基づく緑地保全林地区を指定し、整備・補助等を行うことにより樹林地の保全を行い、良好な都市環境の確保を図っています。  <計画目標等> 「風格ある緑豊かな環境共生都市・福岡」を目指して、緑化の推進と両輪で市内の緑の保全を図っていく。 ・平成32年までに256ha	緑地の保全（特別緑地保全地区、緑地保全林地区、市民緑地等の指定。及びその助成、管理、工事） 平成19年度：121.7ha 平成20年度：121.4ha 平成21年度：121.4ha 平成22年度：123.3ha	担保性緑地の現況維持	→	継続	住宅都市局緑化推進課

①事業・施策名	②施策内容・計画目標等	③平成22年度事業実績	④事業所管課による評価等	⑤評価	⑥平成23年度	⑦担当課
保存樹の指定	「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき、クスノキ等を保存樹に指定し、所有者へ補助金交付や、衰弱木の樹木医による診断等を行っています。  <計画目標等> 「風格ある緑豊かな環境共生都市・福岡」を目指して、緑化の推進と両輪で市内の緑の保全を図っていく。	○樹木の保存（保存樹の指定、助成） 平成19年度：1916本 平成20年度：1923本 平成21年度：1916本 平成22年度：1895本	枯損等による指定解除	↓	継続	住宅都市局緑化推進課
緑化推進事業（屋上・壁面緑化、公共施設の緑化）	○民有地の緑化：屋上・壁面緑化助成制度（平成14年度より）、緑地協定の推進（助成は平成19年度で終了）を継続して実施していきます。 危険ブロック塀除却補助事業と連携して、危険ブロック塀の生垣化助成制度を実施し、推進していきます。 ○公共緑化：街路緑化、学校緑化、その他の公共緑化を継続して実施しており、平成14年度より公共施設緑化計画協議を実施し、市の施設については緑化水準を設け、施設を整備する際には、協議を行うこととしています。 <計画目標等> 市街地の緑化を推進し、都市景観の向上や都市環境の改善を図ることにより、快適な市民生活の場を創出する。	○民有地の緑化補助 屋上・壁面緑化助成制度：6件、 危険ブロック塀の生垣化助成制度：1件 ○公共緑化 街路緑化：7件、学校緑化：1件、 その他の公共緑化（公共施設緑化計画協議を実施）：公園等40件	民有地については、屋上・壁面緑化助成により、緑化の推進を図った。 公共施設の緑化については、公共施設緑化計画協議により、緑化の必要性を認識してもらうことともに、技術的な指導を行うことができた。	→	継続	住宅都市局緑化推進課
身近な公園整備	住区・地区における身近な緑の拠点となる公園を整備しています。	○平成22年度新設・拡張整備公園 ・幼児公園：3か所 584㎡ ・街区公園：2か所 4,046㎡	今後も継続して整備を行う。	→	継続	住宅都市局公園計画課
植物園	花や緑に関する相談や講座、観察会や展示会の開催など都市緑化の普及啓発に関する様々な事業を行っています。	緑の相談：5,053件 植物観察会：11回開催 園芸講座：31回実施 体験教室：10回開催 イベント：34回開催 展示会：31回開催 高校・大学生実習 6回	ほぼ予定通りに進行している。	→	継続	住宅都市局植物園
身近な公園個性化事業	平成9年度から開始しており、現在までに37ヶ所を（再）整備し、地域の環境や個性を生かしたユニークな公園づくりがなされるとともに、その後の維持管理へ積極的な住民参加も見られています。  <計画目標等> ワークショップなど、住民参加のプラン作りによって、緑の保全、バリアフリー化、自由な利用など、多様なニーズへ対応できる公園づくりを行うことにより、地域住民に最も身近な公園を、より愛着を持って親しまれるものにする。  【目標値】 ・本事業に着手した公園数：50	①用地取得 ②ワークショップによる設計 ③施設整備	ほぼ予定通りに進行している。	→	継続	住宅都市局公園計画課
緑の活動支援事業	緑豊かな生活環境創出と地域コミュニティ形成のため、樹林地等の保管理を行う「地域の森づくり」、地域の公共用地や空地で花壇づくり等を行う「地域の花づくり」を行う市民や団体等の自主的な活動を支援しています。	活動助成団体数：63	市民や団体等による、様々な緑化活動の定着が進んでいる。	↑	継続	住宅都市局緑化推進課 福岡市緑のまちづくり協会みどり課
市民緑地の設置	民有地の良好な樹林地を市が土地所有者と土地の貸借契約を行い、遊歩道、ベンチ等を設置し、市民に公開しています。	平成22年度末の指定状況：2地区3.0ha	市民緑地の現状維持	→	継続	住宅都市局緑化推進課
こども動物園	福岡市動物園では、「こども動物園」のエリアなどで、野生生物保護・地球環境保全の啓発を目的とした展示やレクチャーを行うことのできる「動物科学館」や、小動物とのふれあいを通して動物愛護や命の教育を楽しく学ぶ「ふれあい広場」を整備し、保育園・幼稚園・小学校低学年の児童を対象に「ふれあい教室」を行っています。 また、環境技術のPRや夏の暑さ対策として、「こども動物園」に太陽光発電を利用したミスト冷却設備、及び夏の日中舗装表面温度を10～15℃低減させることの出来る、遮熱性舗装を整備した。	<継続> ・「動物科学館」において、平成18年度に設置したピオトープや、小型水槽等で、イモリや魚、カメなどの身近な動物を飼育展示している。 ・こども動物園においては、ほぼ毎日、ふれあいができるよう人員の配置等を行っている。 <平成21年度より実施> ・太陽光発電ミスト冷却設備設置 ・遮熱性舗装整備	ほぼ予定通り進行している。	→	継続	住宅都市局動物園
アイランドシティの環境づくり【外周緑地】	周辺の豊かな自然と共生するとともに、市民が自然とふれあい、親しむことができるように、護岸整備や緑地整備をしています。  【外周緑地】 <計画目標等> 海と陸との連続的な景観形成に配慮しながら、人と自然が共生する良好な港湾環境が創造されている。	【外周緑地】 埋立竣工箇所は、平成14年度から着工し、平成17年度末に整備を完了している。 ◎平成18年度：約2.3ha供用開始（御島対岸ゾーン） ◎平成19年度：約3.1ha追加供用（香住ヶ丘対岸ゾーン約1.2ha、香椎浜対岸ゾーン約1.9ha） ◎平成21年度：海上遊歩道の下部工事に着手した。	外周緑地の整備により良好な港湾環境が創造されている。 今後、人と自然が共生する良好な港湾環境の創造をより一層図っていくため、外周緑地・海上遊歩道の整備を更に進める必要がある。	↑	継続	港湾局港湾土木第1課
香椎パークポート緑地整備	スポーツ・レクリエーション施設や市民のふれあいの場となる公園や緑地について、民間活力も導入しながら整備を進めています。 ・対象面積 約44ha  <計画目標等> 港湾及び背後地域の良好な環境の創出、港湾で働く人や市民のスポーツ・レクリエーション需要への対応及び本市の緑の都市づくりを推進するための緑地となっている	平成22年度末までに約32haを供用中。 ①みなと100年公園 ②香椎浜公園（野球場） ③さわやかスポーツ広場（ラクビー場・トレーニングセンター） ④福岡フットボールセンター（サッカー場）	未利用・低利用地の約12haについて、引き続き活用方策を検討中。	→	継続	港湾局土地利用推進課
市営造林保育	森林の水源かん養や保健休養、国土保全、環境保全等の多面的機能を高めるため、造林、育林、間伐等の保育を計画的に実施しています。	・植林（新規造林）：1.11ha ・保育（分収林等）：416.29ha	計画どおり事業実施した。	→	継続	農林水産局森林・林政課
荒廃森林再生事業	平成20年4月に導入された「福岡県森林環境税」により長期間手入れがなされず荒廃したスギやヒノキの森林に対して間伐などを行い、公益的機能を十分に発揮できる健全な森林に再生して「環境の森林（もり）」として保全しています。	・荒廃森林調査：738.56ha ・間伐：192.96ha	平成20年4月から導入された「福岡県森林環境税」による事業であり、引き続き荒廃した森林の再生に取り組む。	↑	継続	農林水産局森林・林政課

①事業・施策名	②施策内容・計画目標等	③平成22年度事業実績	④事業所管課による評価等	⑤評価	⑥平成23年度	⑦担当課
生産緑地地区の指定等	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地の適正保全、治水・緑地空間・都市防災等公益的機能発揮による都市生活環境維持のため、市街化区域の農地を生産緑地地区として指定しています。</li> <li>「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業振興地域内で農用地区域を設定し、優良農用地の保全と農業の健全な発展を図っています。</li> </ul> <p>&lt;計画目標等&gt; 農用地区域内の農地面積 現状維持（2002年(平成14年)の面積1,582haを維持)</p>	平成22年度末 ・生産緑地地区面積：2.1ha ・農用地区域内の農地面積：1,563ha	予定どおりに事業を実施	→	継続	農林水産局農業政策課
も～も～らんど油山牧場	<p>自然の中で乳牛や小動物たちと市民がふれあえる場として、平成8年7月から開設しており、搾乳体験や畜産資料展示館を通して畜産業への理解を深めることができます。</p> <p>&lt;計画目標等&gt; 入場者数→対前年度並の入場者数の利用促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>搾乳体験、乗馬体験</li> <li>手作り教室(バター、アイスクリーム、ソーゼージ、手織りマフラー等)</li> <li>イベント(牧場まつり、スプリングフェア、サマーフェスタ、冬期イベント、ファームステイ、牧場1日体験ツアー等)</li> </ul> 平成22年度入場者数： 308千人(平成21年度：363千人)	予定どおりに事業を実施 ※なお、宮崎県において発生した口蹄疫の予防策として、家畜とのふれあい施設を一時期閉鎖したため、入場者数が減少した。	→	継続	農林水産局農業振興課  福岡市緑のまちづくり協会市民の森・牧場管理課
今津リフレッシュ農園	<p>休憩ハウス付農園や集合農園を西区今津に開園しています。自然とのふれあいを求める都市住民のニーズに応え、作物栽培や収穫体験を通じ、農業への理解を深め、心身リフレッシュの場として提供しています。</p> <p>&lt;計画目標等&gt; 管理瑕疵による事故防止→事故0目標。 入園者数→対前年並の入園者数の利用促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の安全な管理運営。</li> <li>施設の事業案内（PR）及び情報提供の充実。</li> <li>体験農園、じゃがいも・玉ねぎ掘り、ぶどう狩り、さつまいも掘り、栽培講習会・相談会、ふれあい青空市</li> </ul> 平成22年度入場者数： 84千人(平成21年度：83千人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸し農園のニーズも高く、作物の収穫体験も好評である。</li> </ul>	→	継続	農林水産局農業政策課  福岡市緑のまちづくり協会園芸公園管理課
立花寺緑地リフレッシュ農園	<p>余暇活用や健康増進、農業への理解を深めるため、市民に野菜・花などの栽培体験や公園としての憩いの場である農園を提供しています。</p> <p>&lt;計画目標等&gt; 管理瑕疵による事故防止→事故0目標。 入園者数→対前年並の入園者数の利用促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の的確な管理運営。</li> <li>施設案内（PR）及び情報提供の充実。</li> <li>体験農園、栽培講習会・相談会、料理教室、年末感謝祭</li> </ul> 平成22年度入場者数： 107千人(平成21年度：119千人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸し農園利用者のニーズも多くなっている。</li> </ul>	→	継続	農林水産局農業政策課  福岡市緑のまちづくり協会園芸公園管理課
油山市民の森	<p>市民のリフレッシュのためのオアシスとして、利用されています。身近な自然とのふれあいを楽しむことができ、キャンプ場や手頃なハイキングコースとしても利用できます。</p> <p>油山16景めぐり、椿まつり</p> <p>&lt;計画目標等&gt; 入山者数：17万人/年</p>	宿泊キャンプ 油山16景めぐり 椿まつり  平成22年度入場者数： 167千人(平成21年度：173千人)	予定どおりに事業を実施	→	継続	農林水産局農業政策課  福岡市緑のまちづくり協会市民の森・牧場管理課
花畑園芸公園	<p>四季を通してさまざまな花や果実を見ることができ、秋にはミカン狩りの体験や、年間を通して園芸についてのさまざまな知識が得られる「園芸講座」や「園芸相談」を実施し、気軽に憩える場として市民に利用されています。</p> <p>&lt;計画目標等&gt; ・管理瑕疵による事故防止。 ・前年以上の入園者利用の促進。 ・果樹の的確な栽培管理。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の的確な管理運営。</li> <li>果樹展示園の栽培管理。</li> <li>積極的な広報活動の展開。</li> <li>みかん狩り等、園芸講座、園芸相談</li> </ul> 平成22年度入場者数： 204千人(平成21年度：250千人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>花や果樹展示園の収穫果実の期待も大きくなっており、新たに農園芸実習講座を行った。</li> </ul>	→	継続	農林水産局農業政策課  福岡市緑のまちづくり協会園芸公園管理課
油山自然観察の森	<p>市民の自然愛護に対する意識の高揚を図ることを目的として昭和63年4月にオープン。展示室や研修室、資料室など楽しく自然を学べる施設からなる自然観察センターを整備しており、各種講座やバードウォッチングなどの自然観察会を実施しています。</p> <p>&lt;計画目標等&gt; 自然観察センター来館者数：1.8万人/年</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>バードウォッチング</li> <li>自然発見ハイキング</li> <li>昆虫ウォッチング 等</li> </ul> 48事業実施  平成22年度入場者数： 16千人(平成21年度：18千人)	予定どおりに事業を実施	→	継続	農林水産局農業政策課  福岡市緑のまちづくり協会市民の森・牧場管理課
創造の森「飯盛山ふるさとの森」	<p>森林・林業に親しむ場の提供や、豊かな自然と森林づくりへの寄与を目的に、福岡市が整備した西区飯盛山一帯の民有林（約62ha）を、市民と共働して里山づくりを行っています。</p>	森林ボランティア団体「飯盛山を愛する会」主催による森林整備、各種植栽など ・実施日 10/24, 10/31, 11/7, 11/14, 3/26	森林や林業に親しむ場として活用されている。	→	継続	農林水産局森林・林政課
背振少年自然の家	<p>福岡市の南部に位置する脊振山系には豊かな自然が残され、様々な樹木が生育し、数多くの種類の動物や鳥が生息するなど、多様な生態系が形成されており、山頂付近では貴重なブナ林が観察できます。背振少年自然の家はこの脊振山の中腹に位置しており、当施設での様々な活動を通して、自然とのふれあいの場を提供しています。</p>	延利用者数：33,253人 ・自然教室：21,631人 ・主催事業：1,936人 ・少年団体：5,562人 ・その他：4,124人	豊かな自然環境における体験や活動をとおして、子どもたちの環境学習が推進されている。	→	継続	子ども未来局背振少年自然の家
少年科学文化会館による鉱物観察（磯）	<p>福岡市内の児童生徒の科学に対する関心と理解を深め、その健全な育成を図るため、野外において親と子の自然観察（鉱物など）を行っています。</p>	能古島の白鳥崎で、地層・岩石の鉱物観察と採集、島内化石層の観察、能古博物館の視察等「夏休み親子の自然観察のつどい」を実施 （参加人員48名）	予定どおりに事業を実施。好評である。	→	継続	子ども未来局少年科学文化会館
生き物のにぎわい創造事業（再掲）	<p>第1節第1項に掲載</p>			↑	継続	環境局環境調整課
河川の緑化	<p>都市環境に適合した河川の整備を進めるため、堤防敷等の植栽に取り組んでいます。</p> <p>&lt;計画目標等&gt; 河川敷に余裕のあるところは積極的に緑化を行う。</p>	○片江川において護岸法面に張芝を行った。 （張芝 70.4㎡） ○水崎川、周船寺川において護岸法面に張芝を行った。 （水崎川 424㎡、周船寺川 3,034㎡）	平成22年度実績により緑化の推進が図れた。	↑	継続	道路下水道局河川計画課

①事業・施策名	②施策内容・計画目標等	③平成22年度事業実績	④事業所管課による評価等	⑤評価	⑥平成23年度	⑦担当課
<b>第3項 豊かな水辺の自然とのふれあい</b>						
博多湾環境保全対策の推進（再掲）	第1節第1項に掲載			↑	継続	環境局環境調整課
今津干潟保全対策（再掲）	第1節第1項に掲載			→	継続	環境局環境調整課
下水の高度処理導入	博多湾富栄養化による水質汚濁防止のため、「博多湾特定水域高度処理基本計画」に基づき、栄養塩類である窒素とリンを同時に除去する高度処理の導入に一部着手しています。  <計画目標等> 窒素・リン同時除去高度処理の導入により博多湾への汚濁負荷削減	東部水処理センター、西部水処理センターの1系列における窒素・リン同時除去高度処理施設の更新工事完了 和白水処理センターの1系列における窒素・リン同時除去高度処理施設の増設工事（平成22年度完了）	窒素・リン同時除去高度処理を実施することにより水質汚濁防止が図られた。	↑	継続	道路下水道局下水道計画課
エコパークゾーンの環境保全創造（再掲）	第1節第1項に掲載			↑	継続	港湾局環境対策課
エコパークゾーンの水域利用	エコパークゾーンの水域利用について、関係者ととも、住環境及び自然環境に配慮した自主ルールを策定し、実践活動を行っています。  <計画目標> ・エコパークゾーンを「動力船エリア」「非動力船エリア」「マリンスポーツ禁止エリア」に分ける。 ・関係者によるルールの策定と、市民啓発活動を通じて、適切な水域利用に努める。	関係者からなる「エコパークゾーン水域利用連絡会議」で情報共有・調整を行い、自主ルールの実効性を高めるための活動に取り組んでいる。  (平成22年度実績) ・連絡会議メンバーによるルール啓発のための「海上安全指導パトロール」実施 第1回(平成22年7月24日) 第2回(平成22年8月21日) ・水域利用連絡会議 (平成23年2月28日) ※その他、ルールブックの配布、HP掲載	水域利用連絡会議で広報啓発活動を行うことにより徐々に自主ルールが浸透しつつあり、継続して活動に取り組んでいく。	↑	継続	港湾局港湾管理課
河川環境整備	緑や水辺を生かし、市民が水に親しめる水辺環境をつくるため、河川環境整備を推進しています。  <計画目標等> 各河川の持つ環境や地域の特性に配慮し、河川環境整備を推進する。	→	→	→	継続	道路下水道局河川計画課
ため池の整備	・市街地のかんがい面積が減少した農業用ため池について、かんがい機能の維持と自然環境の保全を図りながら、大雨時の保水機能を併せ持つ水辺空間として、市民との共働により整備を実施しています。  <計画目標等> 市街地にあるかんがい面積が減少した農業用ため池39箇所の整備。	自然共生型ため池整備事業では2年間で1箇所のため池整備を実施している。 平成22年度より山口新池（東区美和台）の事業に着手しており、翌年度のハード整備に向けた基本整備計画案を、地域住民との共働（ワークショップ活用）により策定した。	農業用施設の通常の維持管理は、従前より受益者である地元水利組合が行なってきたが、急速な都市化の進展に伴う受益農家の減少や農業従事者の高齢化等により、これらの施設の管理が困難となり、市街化区域内にあるため池については、管理の粗放化に起因する事故や災害の発生が懸念されるようになってきた。 このことから、本来の農業用の機能に市民に親しまれる親水機能を加えることにより、地域住民との共働によるため池の維持管理へと見直すことが可能となった。	↑	継続	農林水産局農業施設課
<b>第4項 人・地域がつくる自然とのふれあいの場と機会の創出</b>						
多々良川ゆめプラン	東区を代表する地域資源である多々良川について、市民やNPO・ボランティア及び周辺町との共働により、歴史・魅力の再発見や新たな魅力づくり・PRを行い、これを活かしたまちづくりを進めています。  <計画目標等> シロウオの遡上数：100万尾	・多々良川リバースクールを実施（企画委員会3回、わくわく体験事業16回） ・流域で活動する地域や学校、団体による活動報告会を行った ・流域住民の自主的な活動により、魚の観察会、野鳥観察会等を実施	遡上数については、卵塊数調査結果からの推定値である。 平成20年度 81万尾 平成21年度 38万尾 平成22年度 46万尾 ※河川改修工事や掘削工事の影響により濁水が調査区域に及び、産卵数に影響したと考えられる。 （「多々良川にシロウオを呼び戻す会」調べ）	→	継続	東区企画振興課
立花山・三日月山ふれあいの森づくり事業	立花山・三日月山の更なる魅力を高めるため、市民やNPO・ボランティア及び周辺自治体と共働して、市民参加による登山ルートの整備や清掃登山、森林保全などの維持管理活動を行うとともに、ガイドブック・ホームページ等による広報活動などを行っています。  <計画目標等> 立花山・三日月山の清掃登山に参加した人数：500人（平成27年度）	・市民との共働内容を検討する企画会議を全12回開催 ・市民との共働による登山ルートの維持管理活動・市民向け事業を全12回開催 ・広報パンフレットの作成 ・ホームページ活用によるPR活動を実施	前年度と比較し、立花山・三日月山における清掃登山等の開催回数は増加したが、参加人数については、減少した。  平成21年 415人（10回） 平成22年 365人（12回）  ※当事業は屋外活動であることから、天候等によって活動回数・参加者数が増減する。	→	継続	東区企画振興課
室見川水系一斉清掃	室見川(金屑川・油山川)水系の上流から下流まで一斉に清掃を行い、環境保全や自然とのふれあいを推進しています。  <計画目標等> 室見川一斉清掃実施：参加予定人員3,000人	平成22年11月28日（日）実施 ・参加人員：3,838人 ・ごみ回収量：4トントラック20台分	平成16年度より実施し、平成19年度より目標値を超えている。	↑	継続	早良区生活環境課

①事業・施策名	②施策内容・計画目標等	③平成22年度事業実績	④事業所管課による評価等	⑤評価	⑥平成23年度	⑦担当課
花と緑のまちづくり推進事業	身近な住環境において、地域が主体となって取り組む、花と緑溢れる道づくりや庭づくりを奨励支援し、憩いと潤いのあるまちづくりを推進するとともに、地域の連帯意識の醸成を図っています。  <計画目標等> 地域単位での花と緑の道づくりや庭づくりの活動を実施している地域数：40地域	県都地姪浜線沿線の植樹枿内に、平成17年度から「緑のコーディネーター」の指導で沿線事業所が管理する街路花壇の整備を進めています。 平成17年度に制定した「西区の花」の「ハマヒルガオ」（夏の花）について、能古島海岸での栽培活動を、住民の方々と協力して行ったほか、区役所内に花壇を整備し、通行される方々へ、花のある街の魅力を発信しました。	緑のコーディネーターの指導による花壇づくりについて、沿線事業者等の協力が広がり、花壇づくりが進んでいる。	↑	継続	西区  道路下水道局  市民局  住宅都市局緑化推進課
油山の魅力発見・ハチクマウォッチング	区基本計画に基づき、城南区の自然資源である油山への訪問者増をめざして、広く市民に対して油山の魅力を発信します。 また、日本野鳥の会福岡と共催して、ハチクマ（鷹）の渡りを観察する機会を提供します。  <計画目標等> 豊かな自然環境が市街地に近いという油山の立地特性を活用し、日常的な利用の活性化を図り、市民の余暇活動、学習・観察、健康づくりに寄与する。	・油山総合案内紙「来て!見て!登って!油山」の継続発行 ・区HP等による油山の魅力発信 ・油山片江展望台でのハチクマ観察会の開催	レジャーの多様化による「油山市民の森」利用者減少の流れの中、事業実施や油山の利用促進に向けた情報提供等により、状況の横ばいを保っている。	→	継続	城南区企画振興課
<b>第2章 第2節 歴史やすぐれた景観を活かした快適なまちづくり</b>						
<b>第1項 歴史やすぐれた景観を活かした美しく個性あるまちづくり</b>						
都市計画マスタープランの活用	地域の住民がまちづくりに取り組むにあたっては、一人ひとりが地域のまちづくり活動に主体的に取り組むことが重要です。 都市計画マスタープランは、このような地域のまちづくりに向けての基礎となるもので、その他都市計画に関する事項とあわせ、積極的な情報の提供を行うなど、住民主体のまちづくりの支援の一環として、地元説明会や勉強会等の場で活用しています。  <計画目標等> 平成19年度より都市計画マスタープランの見直しを行っており、地域住民が活用しやすいよう内容の充実を図るとともに、まちづくりの場で多くの住民が活用できるよう積極的な情報提供を行う。	窓口での都市計画マスタープランのパンフレット配布。 ホームページでの情報提供。	まちづくりの場での活用が十分なされていない。	→	継続	住宅都市局都市計画課
都市景観形成地区の指定	都市景観形成地区指定制度に基づき、地域の特性を活かした魅力的な都市空間並びにまちなみの保全・創造を目指し、景観形成地区を指定し、景観形成に軸足を置いたまちづくりを誘導します	都市景観形成地区の指定 平成22年度：2地区指定済み 平成21年度：指定実績は無し	平成22年度末までに6地区を指定し、また、他に地区指定に向けた地元発意型のまちづくり・景観づくりが進むなど、良好な景観形成に向けた取り組みが進んでいる。	→	継続	住宅都市局都市景観室
屋外広告物条例の運用及び路上違反広告物追放登録員制度の展開	景観阻害要素となりがちな屋外広告物については、「屋外広告物法」及び「福岡市屋外広告物条例」に基づき、街並み景観の維持向上及び公衆に対する危害防止を目的として、①許可、②禁止地域、③禁止物件、④規格、⑤除却等の規制を行っています。 また、生活道路にまで氾濫する路上違反広告物を、住民自らの手で除却できる「路上違反広告物追放登録員」の拡充を図っています。  <計画目標等> 市の美観風致の維持、違反広告物の追放	福岡市屋外広告物条例に違反した広告物を委託業務および路上違反広告物追放登録員により除却を行っています ・違反広告物除却枚数 平成22年度：216,208枚 ・路上違反広告物追放推進登録団体状況 平成22年度末現在 団体数：197団体 登録員数：4,197人	違反広告物は減少している。	↑	継続	住宅都市局都市景観室
御供所地区の歴史的な環境を生かしたまちづくりの推進	御供所地区を歴史的なまち並みの保全・創造を目指した都市景観形成地区に指定し、歴史的環境と調和した建築物への改築・建替等に係る修景助成等により、魅力ある環境づくりを進め、老朽建築物の自力更新の促進や地域への居住誘導を図っています。	都市景観形成事業（住宅等修景助成事業） 平成22年度：1件 平成21年度：事業実績なし 御供所地区都市景観形成地区の誘導基準に関する協議 平成22年度：6件 平成21年度：4件 御供所地区都市景観形成地区の景観形成基準等に関する変更	・住宅等の修景や道路の美装化などによる通りとしての空間整備により、歴史や文化を活かした街なみの形成が進んでいる。  ・住宅等の修景や道路の美装化などによる通りとしての空間整備により、歴史や文化を活かした街なみの形成が進んでいる。 ・平成22年度に御供所地区都市景観形成地区の景観形成基準等を変更し、高さなどの基準をより詳細に設定した。	→	継続	住宅都市局都市景観室
自転車放置防止条例の運用	道路や歩道に放置された自転車は、都市美観の低下や歩行者の安全な通行に支障をきたすなど大きな社会問題となっています。このため、昭和60年10月に施行した「福岡市自転車の放置防止に関する条例」に基づき、放置自転車を移動・保管しています。	放置自転車撤去台数 平成21年度：44,686台 平成22年度：39,076台	放置自転車の移動・保管を継続的にしている。	→	継続	道路下水道局道路管理課
電線類の地中化	安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、情報通信ネットワークの向上、都市景観の向上等を目的として、整備推進に取り組んでいます。  【目標値】 ・無電柱化推進計画（平成16年度～） 計画延長8.2km ・福岡市無電柱化計画（平成21年度～） 計画延長22.6km	・無電柱化推進計画：5.9km（平成22年度末） ・福岡市無電柱化計画：1.7km（平成22年度末）	電線類の地中化（無電柱化）は、昭和61年度から着手し、平成22年度までに約130kmの整備を実施。現在は、整備計画に基づき事業を進めている。	→	継続	道路下水道局道路計画課

①事業・施策名	②施策内容・計画目標等	③平成22年度事業実績	④事業所管課による評価等	⑤評価	⑥平成23年度	⑦担当課
遺跡等の保存・整備	市内に所在する主要な遺跡等文化財の保存・整備を推進しています。  <計画目標等> 整備・保存が必要な遺跡等について、順次整備を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国史跡 吉武高木遺跡」史跡地内確認調査</li> <li>「国史跡福岡城跡」環境整備事業</li> <li>上之橋大手門石垣修復調査業務委託</li> <li>「福岡城跡整備指導委員会」の設置、開催（2回）、福岡城跡保存管理計画の策定事業の実施（2ヶ年1年目）</li> <li>舞鶴公園整備（園路整備等）に伴う福岡城跡確認調査（発掘調査）の実施</li> <li>「福岡城跡石垣等修景事業」（史跡内主要箇所・石垣面の除草、石垣周囲等の樹木撤去、枝木剪定など）の実施</li> <li>「国史跡鴻臚館跡」発掘調査、鴻臚館跡調査研究指導委員会開催（1回）</li> <li>「国史跡鴻臚館跡」第2期前期整備</li> </ul>	「国史跡 吉武高木遺跡」史跡地内確認調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>「福岡城跡整備指導委員会」の設置、開催により、史跡福岡城跡の整備活用や計画策定の体制を整えた。保存管理計画策定は23年度に継続。</li> <li>「福岡城跡石垣等修景事業」の実施により、史跡の景観を改善した。</li> <li>鴻臚館跡調査により新たな知見が得られた。</li> <li>鴻臚館跡第2期前期整備により、一部を公開、供用した。</li> </ul>	↑	継続	教育委員会文化財整備課
博物館	福岡市博物館は、郷土の歴史的特性を踏まえ、各時代の大陸との交流に焦点を絞り、福岡の歴史やくらしを展示することを基本テーマとしています。収蔵品は、古文書、絵画、工芸品といった歴史、美術、考古、民俗資料など福岡に関係の深いものを中心に収集しています。  <計画目標等> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民が郷土福岡の歴史と民俗について学習する場として最もふさわしい質と量の博物館資料、情報及び環境を提供し、市民文化の発展に寄与すること。</li> <li>子供達が郷土福岡の貴重な文化遺産や民俗資料に出会うことにより、郷土の成り立ちを理解し、郷土福岡を愛する心と未来を考える力を育む場であること。</li> <li>他都市には見られない特色ある歴史と伝統の中で、数多く生み出されてきた郷土福岡にとってかけがえのない文化遺産の収集、調査研究、公開、保存と、次世代への継承を行うこと。</li> <li>国内外から本市を来訪する人々に、古来よりアジアとの交流の歴史を持つ福岡の特性等を紹介する場として、またさまざまな交流の場としての役割を果たすこと。</li> <li>多彩な展示、普及活動を行う中で、アジアをはじめ世界のさまざまな文化も紹介し、文化都市福岡の風格と、アジアの交流拠点都市としての魅力の向上に貢献していくこと。</li> </ul>	平成22年度観覧者数：239,827人 <ul style="list-style-type: none"> <li>常設展：94,875人</li> <li>「福岡市博物館開館20周年記念 栄西と中世博多展」などの特別展：144,952人</li> </ul>	観覧者数は、常設展、特別展ともに前年度より減少した。	→	継続	教育委員会博物館管理課
埋蔵文化財センター	福岡市の埋蔵文化財の保存、修復、収蔵、展示を行い、あわせて一般市民を対象とした講座の開催や小中学校への出前授業などを通して、考古学に関する市民への学習機会の提供を行っている。	市民向け考古学講座 14回 出前授業 46校	平成22年度来館者数 8,106人 前年度来館者数 5,943人 業務関連の来館者が増加した。	→	継続	教育委員会埋蔵文化財センター
天然記念物の保全	市内に点在する天然記念物の保全に努めています。  <計画目標等> 保全が必要な天然記念物について、順次保存を行っている。	橋本八幡宮（西区）のイヌマキ群落を市天然記念物に指定。	市域に所在する樹木等について調査を行い、必要に応じて天然記念物に指定する。 また、天然記念物で治療等を要するものが出来た場合は、所有者と協議しながら、補助金交付等の対応を適宜行う。	→	継続	教育委員会文化財整備課
福岡市赤煉瓦文化館（福岡市文学館）	国指定の重要文化財である「旧日本生命保険株式会社九州支店」は、平成6年2月に市民に親しまれる文化創造、交流の場としての利用を図るために「福岡市赤煉瓦文化館」として開館しました。2階に文芸作品展示室や講演会などに利用できる有料会議室があり、広く市民に開放しています。平成14年度から1階に「福岡市文学館」を併設し、福岡市ゆかりの文学者の作品展示などによる、文学情報の提供の場としても活用しています。  <計画目標等> 重要文化財である「福岡市赤煉瓦文化館」を保存し歴史的景観を維持するとともに、2階有料会議室を文化向上の場として広く市民に開放することで、市民の歴史・文化等への理解を深める。	利用者数：29,946人	会議室利用、入館見学ともに例年安定している。	↑	継続	教育委員会文化財整備課
「博多町家」ふるさと館	明治・大正時代を中心に博多の暮らし、祭り、文化や歴史を紹介するため、本市の観光の振興及び地域の活性化に寄与するために、平成7年に開館しました。1年を通して「山笠展」や「夏まつり」、「もちつき」、「ひな祭り」等の博多の季節行事を実施し、博多文化の伝承の場として運営しています。  <計画目標等> 【目標値】 目標観覧者数：100,000人	明治、大正期の博多町家を展示するとともに、博多の歴史的な資料の展示、暮らしの様子や祭り・伝統芸能・工芸の紹介、また当時の暮らしを知ってもらう行事を開催するほか、博多らしい土産品の販売などを行った。 また、平成21年3月から22年4月にかけて展示棟の改修を行い、より見やすく分かりやすい施設としてリニューアルした。 【22年度実績】 観覧者数：135,946人 (平成21年度観覧者数：88,185人)	「博多町家」ふるさと館の運営を通じ、博多部の歴史景観を活かしたまちづくりに寄与し、博多部の観光拠点を目指している。 ホームページやかわら版から情報発信を行うとともに、市内小学校や公民館などに積極的に営業活動を行い、前年度より約15.4%観覧者が増加した。 【参考：平成22年度実績】 観覧者数 135,946人（前年度より15.4%増）	↑	継続	経済振興局観光振興課
<b>第2項 良好な生活環境の形成</b>						
屋外広告物条例の運用及び路上違反広告物追放登録員制度の展開（再掲）	第2節第1項に掲載			↑	継続	住宅都市局都市景観室
違反広告物対策継続ピンクちらし根絶条例の運用	青少年の健全な育成及び市的美観風致を維持するため、関係機関と連携し、違反広告物を根絶する。ピンクちらし根絶のため、厳しい罰則規定を持つ「ピンクちらし等の根絶に関する条例」を運用しています。  <計画目標等> 市的美観風致の維持	都心部に貼られているピンクちらし等を委託業務により早朝に除却を行う。  違反枚数：57,492枚	ピンクちらし等は減少している。	↑	継続	住宅都市局都市景観室
不法投棄防止対策	昼夜の監視パトロールやカメラによる監視、地域の不法投棄防止活動団体への支援など監視体制の強化を図るとともに、看板設置、市政だより、ポスター等による市民への啓発や警察等関係機関との連携を密にして不法投棄の防止、指導に努めています。  <計画目標等> 平成22年度不法投棄処理量：85ト (不法投棄処理量対前年度比5%削減)	平成22年度 不法投棄処理量：84ト (処理件数：815件)	不法投棄処理量は減少し、削減目標を達成した。	↑	継続	環境局計画課

①事業・施策名	②施策内容・計画目標等	③平成22年度事業実績	④事業所管課による評価等	⑤評価	⑥平成23年度	⑦担当課
モラル・マナー向上市民啓発事業	身近なモラル・マナーを見つめ直す契機とするため、市民・ボランティア団体、事業者、行政が一体となって清掃活動、落書き消し、交通マナー啓発等を行うキャンペーンを実施し、総合的なモラル・マナーの向上を推進しています。 また、歩行喫煙防止に向けた取り組みを実施しています。  <計画目標等> 市民・事業者・行政が一体となって、モラル・マナーの向上を目指す。	・「第4回ふくおか安全安心よかまち運動」を実施(清掃活動、おしチャリなど) ・ポスター・チラシ、市政だより、広報テレビ番組等による広報啓発 ・モラル・マナー推進指導員等による迷惑駐車防止、歩行喫煙防止、自転車安全利用の指導・啓発の実施	毎年度、継続してキャンペーン等を実施している。歩行喫煙者率は条例施行後、減少傾向。	→	継続	市民局生活安全課
空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例の運用	環境と調和した地域社会の構築を目的に、空き缶等散乱防止、再資源化のための回収促進に、福岡都市圏内19市町が一体となり取り組んでいます。 ※平成5年10月1日に「福岡市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例」22市町村(当時)で一斉施行	・ポイ捨て防止及びごみ減量を呼びかけるPR看板の掲出	空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進についてのデータ無し。	→	継続	環境局家庭ごみ対策課
都市美化運動の推進	福岡市あき缶・びん対策協会負担金(協会：昭和51年1月29日設立) 空き缶・空きびん等食品容器の適正な回収処理の確立を図り、併せて環境保全と資源再利用の方策を研究するとともに、市民の環境美化・清掃モラルの高揚を図るため、飲料メーカー等の事業者、行政、市民団体により福岡市あき缶・びん対策協会を組織し、諸活動を行っています。	○空き缶等の回収キャンペーン(ふくおか安全安心よかまち運動)等に参加 ○空き缶びん対策協会による下記の事業を実施 ・空き缶等回収キャンペーン(ラブアース・クリーンアップ等に参加) ・空き缶等投げ捨て防止啓発活動の支援(ごみ袋の提供など)	空き缶等のポイ捨てについては、同条例により規制しており、看板設置などによる市民意識の啓発とともに町内会や市民団体等が行うボランティア清掃活動の支援等により環境美化に取り組んでいる。 また、あき缶・びん対策協会については、市民・事業者・行政が連携して空き缶等の回収キャンペーンやボランティア清掃の支援等を行うことにより、空き缶等の散乱防止やリサイクルの推進に一定の役割を担っている。	→	継続	環境局家庭ごみ対策課
自転車利用総合計画の推進	環境負荷を軽減する交通手段として、また、交通混雑を緩和する交通手段として、自転車の利用促進を図る必要があり、安全で快適な自転車利用環境の確保や自転車の適正な利用を促進するために、自転車利用に関する総合的な施策の方向性を示す(平成15年5月に「福岡市自転車利用総合計画協議会」を設立し、パブリック・コメント手続きによる市民意見の反映、市民・企業等関係機関との合意形成を図りながら、本計画を策定しました。)  <計画目標等> 安全で快適な自転車利用環境の確保や自転車の適正な利用を促進するために、自転車利用に関する総合的な施策の方向性を示す。	各局で実施する様々な施策の推進における基本的指針として活用。		→	継続	道路下水道局道路管理課・道路維持課 道路計画課 住宅都市局交通計画課  市民局、区
放置自転車対策の強化等	放置自転車の撤去を行うとともに、自転車利用者に対する駐輪場への案内誘導や、駐輪場の利便性向上を図ることに より、放置自転車の解消を図っています。また、自転車利用のマナーの向上を図っています。  <計画目標等> 自転車放置率 平成23年度：15% 平成27年度：15%	・放置自転車の撤去を強化。 ・指導員による駐輪指導を継続して実施。 ・放置自転車ZEROキャンペーン等の市民啓発を継続して実施。 ・平成22年度自転車放置率：12.9%	駐輪場の利用促進キャンペーンや放置自転車の撤去等を継続的に実施。	↑	継続	道路下水道局道路管理課
総合的な自転車対策の推進〔自転車駐車場の整備〕	放置自転車対策として鉄道駅等を中心に駐輪場の整備を行い、放置自転車の削減を行うことにより、快適な歩行空間を確保するとともに都市景観の向上を図っています。  <計画目標等> 市内駐輪場の整備台数 平成27年度：60,000台	・鉄道駅における市営駐輪場の整備 ・附置義務条例に基づく民間駐輪場の整備誘導 ・平成22年度駐輪場整備台数：798台 ・平成22年度末時点の収容台数：50,440台	鉄道駅を中心に、駐輪場整備を促進。附置義務条例に基づく、民間駐輪場の審査及び整備誘導を実施。	→	継続	道路下水道局道路維持課  道路下水道局道路計画課
総合的な自転車対策の推進〔自転車走行空間の整備〕	自転車の利用促進のため、また、交通事故低減のために、都心部に向かう道路、及び最寄りの鉄道駅に向かう道路を中心に自転車走行空間の整備を進める。  <計画目標等> 自転車走行空間の整備延長 平成23年度：20km	・道路の拡幅及び既設道路の再整備 平成22年度自転車走行空間整備延長：約8km(累計約33km)	都心部に向かう道路、及び最寄りの鉄道駅に向かう道路を中心に、自転車走行空間の整備を促進。	↑	継続	道路下水道局道路計画課
人と自転車が共生できるまちづくり事業	健康的で、環境にもやさしい交通手段である自転車の利用を進めるとともに、迷惑な路上駐輪の解消、利用者のマナーの向上などに取り組み、自転車と歩行者、地域住民が快適に共生できるまちづくりをめざす。  <計画目標等> 〔自転車放置率の目標値(中央区)〕2015年27%	・放置自転車の撤去強化 ・駐輪場の整備・改良 ・キャンペーンの実施 迷惑駐輪防止・適正利用推進	・放置自転車の撤去強化等を行うことで中央区の自転車放置率が低下した。初期値(平成14年度)67.3%→平成22年度22.2%	↑	継続	中央区維持管理課  道路下水道局道路管理課
<b>第2章 第3節 健康で安全・安心な環境の確保</b>						
<b>第1項 大気・音環境の保全</b>						
放射環状型道路網の整備及び主要渋滞箇所におけるボトルネックの解消	まちづくりに資する幹線道路網の整備を進めると共に交差点改良などのボトルネック対策を行うことで、交通流の分散や適正な走行速度の確保を図り、自動車に起因する環境負荷の削減を進めるもの。  <計画目標等> ・平成23年度末渋滞交差点の箇所数：22箇所→10箇所	・主要放射道路及び環状型道路の整備促進 ・平成22年度渋滞交差点の解消：0箇所	「福岡市道路整備アクションプラン2011」に基づいた幹線道路等の整備を進めている。	↑	継続	道路下水道局道路計画課

①事業・施策名	②施策内容・計画目標等	③平成22年度事業実績	④事業所管課による評価等	⑤評価	⑥平成23年度	⑦担当課
低騒音（排水性）舗装の実施	道路交通騒音の低減を図るために、幹線道路を中心に車道部に低騒音（排水性）舗装の整備などを行う。	低騒音（排水性）舗装：22.9km（累計147.8km）	引き続き低騒音（排水性）舗装を行っている。	↑	継続	道路下水道局道路計画課
「福岡市自動車交通公害防止計画(第三次)」の推進	自動車を取り巻く環境の変化に対応するため「福岡市自動車交通公害防止計画(第三次)」に基づき施策を推進します。  <計画目標等> ・二酸化窒素、浮遊粒子状物質を対象とし、平成22年度までに環境基準を達成し維持する（最終目標年度；平成27年度）。 ・自動車1台あたりの二酸化炭素の排出量を平成16年度レベルから平成22年度までに8%削減することをめざす。 ・平成22年度までに要請限度以下に自動車交通騒音を低減する。また、面的評価による環境基準を平成22年度までに85%、平成27年度までに達成維持をめざす。	平成22年8月30日 ・平成22年度福岡市自動車交通公害防止計画推進協議会の開催	福岡市自動車交通公害防止計画推進協議会において、情報交換や協力、連携を図りながら、計画の進行管理を行い総合的に各種施策を推進している。	→	継続	環境局環境保全課
ノーマイカーデーの推進	自動車交通量の更なる抑制を図るため、毎週金曜日を「ノーマイカーデー」とし、市民・事業者に対して不要不急のマイカー運行の自粛や公共交通機関の利用等と呼びかけるとともに、交通事業者との共働による「ノーマイカーデー1日乗車券」を発行しています。  <計画目標等> 多くの市民のマイカー通勤の自粛、公共交通機関の利用を促進する。  ※平成23年度からは「ノーマイカーウィークデー」に拡大	・ノーマイカーデー1日乗車券の販売 地下鉄販売枚数：399,987枚 西鉄バス販売枚数：19,048枚  ・懸垂幕、横断幕の掲示 (本庁舎、各区役所、市内歩道橋)	・平成21年3月20日より地下鉄ノーマイカーデー1日乗車券を自動券売機からの発売とし、枚数制限をなくして発売拡大。また、小児・割引の発売も開始。 ・平成21年10月1日より西鉄バスの1日乗車券発売所が5箇所から33箇所へ大幅に拡大したことから、販売枚数も増加。 また、事前発売も可能となり、地下鉄及び西鉄バスの販売枚数の増加に寄与したものと考えられる。  地下鉄販売枚数 平成20年度：251,033枚 平成21年度：355,324枚 平成22年度：399,987枚 西鉄バス販売枚数 平成20年度：2,209枚 平成21年度：3,696枚 平成22年度：19,048枚	↑	終了	環境局温暖化対策課  交通局営業課
環境1日乗車券「エコちかきっぷ」の発売	土日祝日のお出かけをマイカーから公共交通機関である地下鉄に換えていただき、休日における都心部の渋滞緩和や地球温暖化防止に少しでも寄与できるようお得な環境1日乗車券「エコちかきっぷ」を発売しています。  <計画目標等> マイカーの自粛と公共交通機関の利用促進	・エコちかきっぷの販売 平成21年度販売枚数：962,313枚 平成22年度販売枚数：1,166,525枚	・市民の皆様の環境意識の高まりとともにエコちかきっぷのご利用が定着したことから、環境負荷低減に寄与しているものと思われる。	↑	継続	交通局営業課
「SUBWAY DIET」事業	「駅まで歩く、駅から歩く。」をスローガンに、地下鉄利用による環境貢献や健康づくりなど、地下鉄を含むライフスタイルを提案するプロモーション活動を行っています。	・市イベント(環境フェスティバル等)との連携・ブース出展 ・区役所との共働事業(早良区、中央区とのモデル事業) ・企業、福岡大学とのタイアップ ・Webサイトの充実	市関係局や企業、大学とも連携して取り組んでおり、地下鉄の活動を対外的に発信するパブリシティ効果を上げ、市内部を始め民間などのさまざまな団体・媒体とコラボできる相乗効果を上げている。	→	継続	交通局経営企画課
地下鉄ICカード「はやかけん」サービス開始	平成21年3月より地下鉄ICカード「はやかけん」を導入。 (平成22年3月より、JR九州株式会社、西日本鉄道株式会社、JR東日本株式会社と相互利用開始)  ICカードは、カードに入金すれば何度でも繰り返し利用でき、使い捨てではない環境にやさしい乗車券です。	平成22年度発売枚数：70,794枚 (ANAはやかけん含む/福祉ICカードを除く)		→	継続	交通局営業課
「はやかけん」を使った全自動パーク＆ライド	パーク＆ライド駐車場施設を設置し、駐車場に停め「はやかけん」を利用した地下鉄利用客に対し駐車料金の割引を実施した。これは、マイカーから公共交通機関への乗り換えを誘導することにより、自動車の温暖化ガスの排出削減を目指すとともに、都心部の渋滞緩和を目指すものである。	・9駅12箇所(平成23年3月末)実施駅 1号線：姪浜(4箇所)・西新 2号線：千代県庁口・馬出九大病院前・箱崎九大前 3号線：橋本・野芥・梅林・桜坂	平成21年度：5箇所、平成22年度：7箇所、平成23年度も実施施設を増やしていく計画である。	↑	継続	交通局営業課  環境局温暖化対策課
エコドライブの普及促進	市民・事業者に対して、エコドライブを普及促進するため、教習会・講習会等を実施しています。	・市内エコドライブ講習会 (本庁・区役所など9箇所で26回) 参加者：4,470名 ・市内事業者等への啓発 市内事業所等(650社)に対し文書による協力依頼。希望者にはエコドライブ啓発用ステッカー配布(47企業約3,876枚配布)。	・エコドライブ教習会、講習会等を引き続き実施し、自動車部門の二酸化炭素排出量の削減を図るための普及・啓発に努めていく。	→	継続	環境局温暖化対策課

①事業・施策名	②施策内容・計画目標等	③平成22年度事業実績	④事業所管課による評価等	⑤評価	⑥平成23年度	⑦担当課
低公害車の普及促進	本市庁用車における低公害車の率先導入や事業者に対する買換資金の融資等のインセンティブ施策を実施するとともに市民・事業者に対する広報・啓発などの取り組みを実施しています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が保有する一般公用車における低公害車及び環境配慮型自動車導入台数：合計411台</li> <li>庁用自動車の電気自動車導入（日産リーフ1台）</li> <li>都市高速における急速充電（一般開放）社会実験の実施</li> <li>電気自動車購入等補助の実施（購入31件、充電器設置7件）</li> <li>「福岡市次世代自動車普及促進ビジョン」の公表</li> <li>市庁用車を活用したEVカーシェアリング事業の港湾局との共同実施（7～12月、アイランドシティ内）</li> <li>一般公用車の約65%が低公害車及び環境配慮型自動車</li> <li>市営駐車場等における低公害車優遇措置利用台数：12,448台</li> </ul>	<p>一般公用車への低公害車等の導入については、「第2次福岡市役所環境保全実行計画」において、導入目標を掲げ低公害車等の率先導入を積極的に進めている。今後も低公害車等の性能、利用形態、燃料供給施設の整備状況等を踏まえ、導入に努めていく。また、低公害車等の普及促進にあたっては、資金融資や優遇措置を実施するとともに、最先端エコカーの展示や試乗会を行うなど、市民・事業者への普及促進に努めていく。</p> <p>導入目標（第2次福岡市役所環境保全実行計画） （目標）庁用車における低公害車等の割合70%以上</p>	↑	継続	環境局温暖化対策課
ヒートアイランド対策	都心部で顕在化しているヒートアイランド現象への対策として、公共建築物や民間建築物の敷地内における緑化などの推進による地表面被覆の改善、省エネルギー対策の推進などによる人工排熱の低減を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市気温シミュレーションモデルの構築</li> <li>九州大学で開発された都市気温シミュレータAUSSSMを用い、建物外壁・地表面・冷房稼働・自動車などから出る熱による大気加熱量と、それにとまう気温の変化を計算しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地表面・建物屋根面・建物壁面から出る熱の合計は、3地区（都心部、副都心、住宅地）であまり違いはなく、冷房稼働・自動車から出る熱は都心部ほど多く、夏季晴天時の日射量の約半分にも達することがわかりました。</li> <li>8月の快晴日という想定のもとで、地上付近の気温を計算して比較すると、都心部の気温は住宅地よりも高く、日平均値で約2.5℃、昼間の最大値で約4℃の違いがあるものと予測されました。</li> </ul>	ー	継続	環境局温暖化対策課
福岡市地球温暖化対策地域推進計画(第三次)の推進	<p>&lt;計画目標等&gt; 基準年度(2004年度)に対し、二酸化炭素排出量についてそれぞれ削減。 ①家庭部門：世帯あたり8% ②業務部門：床面積あたり14% ③運輸（自動車部門）：1台あたり8%</p>	平成18年7月策定「福岡市地球温暖化対策地域推進計画（第三次）」点検を実施。福岡市における2009年度の温室効果ガス総排出量は、基準年度（2004年度）と比べ1.6%増加しました。	特に二酸化炭素（CO2）排出量の割合が高い家庭・業務は、増加傾向、自動車部門については若干減少している。これら重点3部門の数値目標の達成に向けて啓発や支援等の温暖化対策を促進し、CO2排出量の削減を図る。	ー	継続	環境局温暖化対策課
工場・事業場の監視・指導（大気汚染防止法等）	「大気汚染防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づき、新規施設の届出時の指導や既存施設に対する監視・指導及び調査を行っています。また、硫黄酸化物の原因となる使用燃料の硫黄分削減をめざし、「福岡市いおう酸化物対策指導要綱」により良質燃料（硫黄含有率：質量比で0.5%以下）への転換を進めています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気汚染防止法 立入件数：37件 有害汚染物質調査：7件</li> <li>ダイオキシン類対策特別措置法 立入件数：8件</li> <li>福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例 立入件数：1件</li> </ul>		ー	継続	環境局環境保全課
工場・事業場の監視・指導（悪臭防止法）	悪臭防止法に基づき、監視・指導を行っています。また、悪臭苦情に対応するため、「福岡市悪臭対策指導要綱」を策定し、嗅覚測定法により発生源を指導しています。	悪臭防止法に基づき、4事業場へ立入検査を実施し、特定悪臭物質の測定を行ったところ、敷地境界基準を超過した施設はありませんでした。また、「福岡市悪臭対策指導要綱」に基づき、3事業場へ立入検査を実施し、嗅覚測定を行ったところ、指導基準を超過した施設は1事業場でした。		ー	継続	環境局環境保全課
工場・事業場及び特定建設作業の監視・指導（騒音・振動規制法等）	「騒音規制法」、「振動規制法」及び「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づき、各種届出の受理審査、監視・指導を実施しています。	<p>【特定工場等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>騒音規制法 立入件数：20件 改善指導件数：9件</li> <li>振動規制法 立入件数：10件 改善指導件数：1件</li> <li>県条例 立入件数：1件 改善指導件数：1件</li> </ul> <p>【特定建設作業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>騒音規制法 立入件数：23件 改善指導件数：21件</li> <li>振動規制法 立入件数：10件 改善指導件数：7件</li> </ul>		ー	継続	環境局環境保全課 各区生活環境課
特定粉じん（アスベスト）の飛散防止	特定粉じん（アスベスト）排出作業を伴う建設工事を施工しようとする場合は、「大気汚染防止法」により施工者に届出が課せられています。施工者に対し、アスベストの飛散防止に努めるよう立入検査、指導を行っています。	届出件数：70件 立入件数：82件 改善指導件数：0件		ー	継続	環境局環境保全課
ダイオキシン類等の有害化学物質の調査	ダイオキシン類をはじめとする有害化学物質について、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「大気汚染防止法」等に基づき環境調査を行っています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般環境大気のダイオキシン類を市内7地点で年2回測定しました。結果は環境基準を達成していました。</li> <li>有害大気汚染物質のうち優先取組物質19物質について市内4地点で毎月測定しました。結果は環境基準値や指針値以下でした。</li> </ul>		ー	継続	環境局環境保全課
公害防止管理者制度	「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき公害防止統括者及び公害防止管理者等の選任等に関する届出の受理及び指導を行っています。	特定工場数：31工場（平成22年度末）		ー	継続	環境局環境保全課

①事業・施策名	②施策内容・計画目標等	③平成22年度事業実績	④事業所管課による評価等	⑤評価	⑥平成23年度	⑦担当課
航空機騒音の防止対策事業	航空機騒音により生じる障害防止・軽減のため、以下の事業を行っています。 *民家防音工事等の助成 *集会施設防音改築等の助成 *航空機騒音緩和等を目的とする緩衝緑地整備等 *学校、共同利用施設等での騒音防止対策事業  <計画目標等> 騒音対策等の環境対策事業を推進し、空港と周辺地域の調和ある発展をめざしたまちづくりを進める。	民家防音工事 ・新規 : 0件 ・告示日後 : 0件 更新工事① : 127台 〃 (告示日後) : 7台 更新工事② : 89台 緩衝緑地整備 : 165.988㎡ (平成22年度までの累計) 集会施設空調機器機能回復工事等の助成 ・集会施設 : 1館	今後も騒音対策等の環境対策事業を推進し、空港と周辺地域の調和ある発展をめざしたまちづくりを進めていく必要がある。	—	継続	経済振興局空港対策課、課長 (空港周辺まちづくり担当)、独立行政法人空港周辺整備機構福岡事業本部
<b>第2項 水環境・水循環の保全</b>						
工場・事業場の監視・指導 (水質汚濁防止法等)	水質汚濁防止法等に基づき、特定事業場の排水規制を行うとともに、各種届出の受理審査、監視・指導を行っています。	立入件数 文書等検査 : 7事業場、 水質検査 : 25事業場 (35検体) 排水基準不適合件数 : 1件、 改善命令件数 : 0件		—	継続	環境局環境保全課
ゴルフ場農業調査	ゴルフ場で使用される農薬が公共用水域に及ぼす影響を調べるため、市内5ゴルフ場について、排水水・地下水等の調査を行っています。	ゴルフ場の排水水 (含む調整池) 及び場内地下水の調査件数 : 5ゴルフ場、11検体、45項目 (延べ495項目) 排水水に係る環境省暫定指導指針値及び農薬に係る水道水の水質管理目標値 (厚生労働省通知) を超えるものは無かった。		—	継続	環境局環境保全課
博多湾環境保全対策の推進	第1節第1項に掲載			↑	継続	環境局環境調整課
市街地、河川、海水域、海浜地等の清掃	道路や側溝、河川や海浜等の清掃を実施し、降雨時に河川や博多湾などの公共用水域に流入する汚濁量の低減を図るとともに、海浜地の保全に努めています。 道路では市内の主要幹線道路を中心に道路清掃車 (ロードスイーパー) ・散水車・ダンプ車の3台1セットによる清掃を実施し、また、機械清掃が困難な繁華街や清掃工場周辺の道路では人力による清掃を実施しています。 河川では、本市中心部を流れる那珂川、御笠川、博多川の3河川で、毎月25日間清掃船による浮遊ごみ等の清掃を実施しています。 また、博多湾では、主に清掃船により年末・年始を除く毎日、海面の清掃を実施しています。さらに、市内19の海浜地でも、ごみや海草を除去しています。  <計画目標等> 環境保全及び都市美化の観点から、道路や側溝、河川や海浜等の清掃を実施する。	・ロードスイーパー車などによる道路清掃 : 659トン ・河川における清掃船によるごみの回収量 : 294トン ・清掃船等による博多湾の海面清掃 : 213トン (機械 : 196トン、人力 : 17トン) ・海浜地清掃 : 474回 (ごみ回収量 1,630トン)	・道路については、市内の主要幹線や機械清掃が困難な繁華街、清掃工場周辺について清掃するとともに、河川については、本市中心部を流れる那珂川・御笠川・博多川の清掃を実施することにより、都市の美観が保たれている。	—	継続	環境局家庭ごみ対策課  港湾局維持課
地下水の保全	地下水の汚染状況の把握のため概況調査を行い、概況調査で汚染が判明した場合は周辺地区調査や継続監視調査を実施して詳細の把握や人為的汚染等の原因究明に努めます。  <計画目標等> 市内を約1kmメッシュ区分し、10年間で市域すべての調査を実施し、環境基準値との比較を行って環境基準等の達成状況を把握する。	・継続監視調査 : 24井戸 ・概況調査 : 28地区で実施 ・汚染井戸周辺調査 : 4地区	概況調査の結果汚染が判明した2地区の井戸水については、原因は不明であった。	—	継続	環境局環境保全課
土壌汚染対策	「土壌汚染対策法」に基づき、土壌の特定有害物質による汚染状況の把握及びその汚染による健康被害防止の措置等により、健康保護を目的とした土壌汚染対策を行っています。	・法に基づく報告書等の受理及び審査、指導の実施 ・判明した土壌汚染について、周辺地下水への影響調査の実施		—	継続	環境局環境保全課
透水性舗装の実施	透水性舗装は降雨時の路面排水が速やかで水溜まりがでず滑りにくくなることにより、歩行者が安全で快適な歩行空間を享受するのに有効だけでなく、表面排水の抑制や植生・地中生態の改善、地下水の涵養等の効果についても期待できることから、本市における歩道舗装は、原則として透水性のアスファルト舗装としています。	透水性舗装 : 715,073㎡ (平成22年度末)	引き続き透水性舗装を行っている。	↑	継続	道路下水道局道路計画課
公共下水道等の整備	生活系排水対策に、公共下水道・流域下水道及び農業・漁業集落排水処理施設の整備を推進しています。 ①下水道…人口普及率 99.6%を目標に下水道整備を推進 ②農業集落・漁業集落…生活環境改善、公共用水域汚濁防止のため、排水処理による環境整備を図っています。  <計画目標等> 下水道人口普及率 : 99.6%	平成22年度末 下水道処理区域面積 : 16,627ha (25ha増) 下水道処理区域内人口 : 1,462,100人 (15,200人増) 下水道人口普及率 : 99.5% 集落排水処理区域面積 : 104.6ha 集落排水処理区域人口 : 4,303人 集落排水処理区域接続率 : 91.4%	下水道処理区域面積及び人口が増加している。	↑	継続	道路下水道局下水道計画課  農林水産局漁港課
合流式下水道の改善	合流式下水道地域にて、雨の降り始めの汚濁負荷量が高い初期雨水を一時的に滞水池に貯留し、晴天時に処理場で処理することにより、公共用水域の水質保全を図っています。 また、分流化による合流式下水道の改善の取り組みは、博多駅周辺地区に新たに天神地区を加えて、進めていきます。  <計画目標等> 公共用水域への汚濁負担削減	浸透側溝による分流化事業の推進 平成22年度事業実績 : 約30ha (見込) (平成22年度末累計 約237ha) (見込)	分流化事業を実施することにより合流式下水道の改善が図られた。	↑	継続	道路下水道局下水道計画課
浄化槽の適正管理の指導	浄化槽については、浄化槽法に基づき、保守点検及び清掃を行うこととされており、浄化槽の適正管理指導を行っています。	届出数 : 641件 保守点検実施数 : 537件 保守点検実施率 : 83.8%		—	継続	保健福祉局生活衛生課
下水の高度処理導入 (再掲)	第2章第1節第3項			↑	継続	道路下水道局下水道計画課

①事業・施策名	②施策内容・計画目標等	③平成22年度事業実績	④事業所管課による評価等	⑤評価	⑥平成23年度	⑦担当課
漁場環境保全のための覆砂等の実施	近年、博多湾は都市化などによって、漁場環境が悪化しており、漁業並びに水産生物の再生産機能に支障をきたしています。 このため、海底ごみ回収、底質改善により漁場環境を保全し、漁業生産の維持増大を図ることを目的に覆砂や海底耕うん、藻場造成を行っています。	博多湾内の海底ごみ220ト回収。地行浜地区において3,900㎡の覆砂を実施。40haの海底耕うんを実施。玄界地区において種糸をまきつけた三角錐ブロック340個沈設し、藻場造成を実施。	海底ごみ回収・覆砂・海底耕うんにより、漁場環境の改善が図られている。 また、藻場造成による水産生物の再生産機能回復や水質の改善が図られている。	↑	継続	農林水産局水産振興課
シーブルー事業の実施	エコパークゾーン水域における水底質環境の改善を図り、多様な生物が生息する海域環境の創造と親水性の高い水辺空間を創出することを目的として、覆砂、作濘、藻場造成などの海域環境創造事業（シーブルー事業）を実施しています。  <計画目標等> 自然と生物にやさしい海域環境の創造、親水性の高い海域環境空間の創出が行われている。	・和白海域でのアマモ発芽生育試験（80㎡×3箇所）	覆砂・作濘を行った海域では生物が増え、アマモ場においても魚卵や稚魚など多数の生物が確認されている。	↑	継続	港湾局環境対策課
海域でのアオサ回収	和白干潟ではアオサが打ち上がり、堆積して腐敗すると悪臭の発生や干潟環境への影響が懸念されることから、打ち上がる前に海域での回収を行っています。  <計画目標等> アオサの堆積、腐敗による生活環境や干潟環境への影響が小さくなっている。	回収量：約2,000㎡	平成21年度と同様にアオサの海域回収を行っている。	→	継続	港湾局環境対策課
港湾地区における清掃	ふ頭清掃に係るのある行政機関、団体、企業・事業所で博多港ふ頭清掃会を組織し、臨港道路の清掃を行っています。  <計画目標等> 【平成22年度実施計画】 各ふ頭の企業立地周辺道路 人手（人力）による清掃74日 機械による清掃（延べ）1,058km 環境月間自主清掃（一斉） 6月・9月	・人手（人力）による清掃 75日（ごみ回収 223㎡） ・機械による清掃 （延べ）1,129.4km （ごみ回収 202.8t） ・環境月間自主清掃 （一斉実施）6・9月 トラック 4台 ごみ搬出 2.2t	会員規模（事業予算）に応じて、継続して実施できている。	→	継続	港湾局維持課
公害防止管理者制度（再掲）	第2章第3節第1項に掲載			-	継続	環境局環境保全課
<b>第3項 化学物質対策の推進</b>						
特定粉じん（アスベスト）の飛散防止（再掲）	第2章第3節第1項に掲載			-	継続	環境局環境保全課
ダイオキシン類等の有害化学物質の調査（再掲）	第2章第3節第1項に掲載			-	継続	環境局環境保全課
P R T R制度	「P R T R法」に基づく対象事業者からの対象特定化学物質の排出量・移動量等の1年分の把握データの届出を受け、集計・公表を行うことで、特定化学物質の管理を行っています。	届出数：271事業場		-	継続	環境局環境保全課
環境ホルモン調査	環境省により環境ホルモン作用（内分泌かく乱作用）が強く推察された化学物質について汚染状況を把握するため、主な排出先となる河川、博多湾での水質と底質において調査を行っています。  <計画目標等> それぞれの物質に定められた、予測無影響濃度との比較を行う。	公共用水域水質17地点（年2回）底質17地点（年1回）でノニルフェノール、4-t-オクチルフェノール、ビスフェノールA及びop'-DDTの調査を行いました。	予測無影響濃度を超える濃度は見られず、濃度は横ばいであった。	→	継続	環境局環境保全課
室内ホルムアルデヒド簡易測定器の貸し出し	「シックハウス症候群」の原因物質の1つであるホルムアルデヒドの簡易測定器を貸し出し、対策をアドバイスしています。	貸し出し件数 ・平成22年度：12件/年 （平成21年度：6件/年）	-	→	継続	市民局消費生活センター
公害防止管理者制度（再掲）	第2章第3節第1項に掲載			-	継続	環境局環境保全課
<b>第2章 第4節 環境への負荷が少ない循環型社会の構築</b>						
<b>第1項 廃棄物の発生回避、循環利用、適正処理の推進</b>						
循環のまち・ふくおか基本計画の推進	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づく「循環のまち・ふくおか基本計画～福岡市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画～」を、平成16年12月に策定しました。この計画は、本市のごみ処理に関する基本的事項を定めた中長期計画であり、ごみ量削減などの目標に向けて、取り組んでいます。  <計画目標等> ・ごみ要処理量 平成27年度までに家庭系ごみ31万トン、事業系ごみ31万トン、合計62万トン（平成14年度の10%減） ・ごみ減量・リサイクル率 平成27年度までに30%（平成14年度の倍増）	ごみ要処理量：約56.4万トン 家庭系ごみ：約28.1万トン 事業系ごみ：約28.3万トン  ごみ減量・リサイクル率 平成22年度 29.9%	計画目標であるごみ要処理量については、各種リサイクル法の改正等、ごみ減量・リサイクル推進に向けた社会気運の高まりの中で、循環のまち・ふくおか基本計画に基づく家庭ごみ有料化や事業系ごみの減量指導などの施策の実施効果、景気の低迷など様々な要因が複合的に影響して、家庭系ごみ・事業系ごみともに、目標を達成した。 また、ごみ減量・リサイクル率については、平成22年度より新たに把握できた小規模事業者等の古紙回収量を加算し算出したところ、基準年度である14年度の15%から14.9%向上し、平成22年度実績で29.9%となっている。	↑	継続	環境局計画課

①事業・施策名	②施策内容・計画目標等	③平成22年度事業実績	④事業所管課による評価等	⑤評価	⑥平成23年度	⑦担当課												
事業系ごみ対策の調査・検討	事業系ごみの資源化推進に関する具体的な仕組みづくりの検討を目的として、必要な調査を行うとともに、学識経験者、事業者等で構成する「事業系ごみの資源化推進検討委員会」を設置しました。事業系ごみの資源循環を進めていくための取組みとして、資源循環の方策、ごみ処理手数料のあり方及び行政支援のあり方について諮問します。	12月に答申がとりまとめられました。答申を受け、ごみ処理手数料の改定に係る「福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例」及び「福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド条例」を制定しました（両条例とも平成23年10月1日施行）。  開催実績：検討委員会4回、専門部会3回	今後は答申を踏まえた施策を実施していく。	—	終了	環境局計画課/事業系ごみ対策課												
3R推進啓発事業	3R（スリーアール：リデュース、リユース、リサイクル）の内容を市民に周知・浸透させ、日常生活の具体的な行動に結びつけていくための広報啓発を行います。 ・マイバッグ持参によるレジ袋削減の取組 「福岡市におけるレジ袋の削減に関する協定」を締結し、マイバッグキャンペーン等、市民団体・事業者・市の三者で連携した取組を実施。 協定参加事業者 27事業者469店舗(平成23年3月末日現在) ・3R啓発チラシや3Rアイデア集の配布 ・3Rに関するパネル展示	・マイバッグ持参によるレジ袋削減の取組 「レジ袋削減協定」（第三次）を締結し、市民団体・事業者・市の三者で連携した取組を実施。	家庭ごみの量については、有料化以降リバウンドすることなく、順調に推移しており、また、マイバッグ持参率も伸びていることから、マイバッグ持参によるレジ袋削減の取組を中心とした広報啓発により、3Rの考え方が徐々に浸透していると考えられる。	1	継続	環境局家庭ごみ対策課												
ごみ減量広報・啓発活動	市民へごみ減量・リサイクルの啓発を行うため、大都市減量化・資源化共同キャンペーンを実施するとともに、市外からの転入者向けごみルールブックを作成するなど広報活動を行うものです。	ごみルールブック（日・英・中・韓4か国語） ：92,000部 ごみ出しガイド：65,000部 引っ越しごみチラシ：25,000部	市民がごみを正しく分別する際に必要なリーフレットであり、今後も継続する必要がある	—	継続	環境局家庭ごみ対策課												
地域集団回収等報奨制度	集団回収実施団体等に回収量等に応じた報奨金を支給し、回収活動を促進するものです。 ①回収量に応じた報奨金(5円/kg) ②その他の報奨金 ○集団回収実施団体 ・回収実施月に対する報奨金(2,500円/月) ○紙リサイクルボックス管理団体 ・管理に対する報奨金(年間) 民有地：5万円、公有地：3万円 ○校区紙リサイクルステーション管理団体 ・管理費(1万円/月) ・資源物回収促進活動経費(60円/年間・1世帯、12万円～42万円の範囲内)  <計画目標等> 集団回収未実施地域での実施促進や既実施地域での回収量の増大を図るため、地域団体等に働きかけていく。	○地域集団回収等回収実績 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>回収量(t)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域集団回収</td> <td>26,914</td> </tr> <tr> <td>紙リサイクルボックス(301カ所)</td> <td>5,151</td> </tr> <tr> <td>校区紙リサイクルステーション(89カ所)</td> <td>4,688</td> </tr> <tr> <td>区役所・市民センター(9カ所)</td> <td>1,986</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>38,740</td> </tr> </tbody> </table> * 区役所・市民センターは年度、その他は暦年の実績 * 設置箇所数については、平成23年3月31日現在 * 地域集団回収等報奨制度参加団体は1,885団体 * 四捨五入により合計が一致しない ○民間協力店回収実績 空きびん・ペットボトルの回収 : 2,084t  【参考】新聞社新聞古紙回収 : 7,964t	項目	回収量(t)	地域集団回収	26,914	紙リサイクルボックス(301カ所)	5,151	校区紙リサイクルステーション(89カ所)	4,688	区役所・市民センター(9カ所)	1,986	合計	38,740	地域主体による資源物の回収はごみ減量・リサイクルにつながることで、古紙の戸別収集(行政回収)に代わる確立した制度であること、また、報奨金が地域のコミュニティづくりに役立っていることなどを勘案すると、必要な制度である。	—	継続	環境局家庭ごみ対策課
項目	回収量(t)																	
地域集団回収	26,914																	
紙リサイクルボックス(301カ所)	5,151																	
校区紙リサイクルステーション(89カ所)	4,688																	
区役所・市民センター(9カ所)	1,986																	
合計	38,740																	
拠点での資源物回収事業	市民に身近な場所に資源物回収拠点を設置し、地域住民や小売店等の参加を得て、資源回収を行うものです。 ○区役所・市民センター等9カ所 ・開設時間：毎日9時～17時(年末年始を除く) ・回収品目：古紙・空き缶・空きびん・紙パック・ペットボトル・たい肥(17年7月～)・食品トレイ(18年1月～) ・蛍光管(18年1月～) ○校区紙リサイクルステーション 校区自治協議会等の要望に応じて、小学校区に1カ所設置。 ・開設時間 原則土・日曜日 9時～17時 ・回収物 原則古紙と牛乳パック ※地域集団回収等報奨制度による報奨金を交付。 ○紙リサイクルボックス 地域団体の要望に応じて設置。 ・回収品目：古紙など ※地域集団回収等報奨制度による報奨金を交付。 ○民間協力店 85カ所 ・回収品目：空きびん・ペットボトル  <計画目標等> 紙リサイクルボックスについては、地域の要望等を踏まえながら、各校区3カ所を目標に設置を拡大していく。校区紙リサイクルステーションについては、各校区の実情を踏まえて未設置校区への設置を進めていく。	・入館者総数 152,381人 ・講座等開催回数 780回 参加者数 6,720人  ・イベント開催回数 48回 参加人数 14,167人 ・不用品提供数 224,403件	市民の身近な場所に設置することで資源物の回収が見込まれるだけでなく、地域の環境学習・啓発の効果もあり、古紙の戸別収集に代わる確立した制度として継続すべき制度である。	—	継続	環境局家庭ごみ対策課												
3Rステーション事業	西部3Rステーション・ミニ3Rステーション及び臨海3Rステーションにおいて、市民へのごみ減量・リサイクルに関する情報提供、体験・活動の場の提供、各種講座やイベントの開催を行うとともに、不用品の受入・提供等を実施する。  <計画目標等> 情報提供機能を強化するとともに、3Rを中心とした各種講座の充実を図る。	・入館者総数 152,381人 ・講座等開催回数 780回 参加者数 6,720人  ・イベント開催回数 48回 参加人数 14,167人 ・不用品提供数 224,403件	循環型社会構築に向け、市民一人ひとりが意識を持ち、考え方を換え、行動するための第一歩は、まず、ごみ問題について学習すること、また、地域が自主的自発的な取組を継続していくため、市民へのごみ減量・リサイクルに関する情報の提供や各種講座を開催するとともに、人材育成や地域の環境活動を支援する3Rステーションは、必要性の高い施設である。	—	継続	環境局家庭ごみ対策課												
生ごみ処理機等購入費助成制度	家庭の生ごみをたい肥化するための電動式生ごみ処理機とたい肥(コンポスト)化容器の購入費を助成し、家庭ごみの減量を図るものです。 ○助成金額 ・電動式生ごみ処理機：購入金額の1/2、上限2万円 ・たい肥(コンポスト)化容器：購入金額の1/2、上限2千500円  <計画目標等> ・電動式生ごみ処理機500基 ・たい肥(コンポスト)化容器350基	助成基数 ・電動式生ごみ処理機 203基 ・たい肥(コンポスト)化容器 259基	市民からの問い合わせも多く、助成制度により、市民が生ごみの減量手段として手軽に取り組みやすくなっているものと考えられる。	—	継続	環境局家庭ごみ対策課												

①事業・施策名	②施策内容・計画目標等	③平成22年度事業実績	④事業所管課による評価等	⑤評価	⑥平成23年度	⑦担当課
生ごみたい肥化市民啓発事業	クリーンパーク・東部内及び立花寺1丁目種苗育成施設内菜園において、生ごみたい肥化物を活用した市民講座を開催するものです。	実施回数：27回 参加人数：458人	生ごみの減量を進めるための施策の一つとして、生ごみのたい肥化は有効であり、参加者が受講後も生ごみのたい肥化を継続していくきっかけとなる事業である。	↑	継続	環境局家庭ごみ対策課
事業系古紙回収推進事業	古紙回収に取り組んでいない中小事業者等を対象として、関係業界の協力のもとに構築した古紙回収システムにより、効率的・効果的な古紙回収を推進しています。	①本システムによる古紙回収の実施 平成22年度回収量：3,307トン ②排出事業者に対する本システムの周知、広報 ③特定事業用建築物（延床面積1,000㎡超の事業用建築物）の所有者等に対する啓発、指導	古紙回収量は若干の減少傾向にあるが、ペーパーレス化の推進等により、古紙発生量そのものが減少していることも影響していると推察される。	→	継続	環境局事業系ごみ対策課
事業所ごみ減量指導	事業所のごみ減量・再資源化を図るため、床面積の合計が1,000㎡超の事業用建築物を特定事業用建築物と定め、その所有者等に、紙使用量抑制、古紙等資源物回収、再生品使用などにより、ごみ減量・リサイクルに努めるよう指導しています。	事業所への立入指導等：1,413事業所	継続して実施している。	→	継続	環境局事業系ごみ対策課
事業系食品廃棄物リサイクル推進事業	事業所から排出されるごみの中で、紙類に次いで多くの割合を占める食品廃棄物について、更なる減量・リサイクルを推進しています。	平成21年度「事業系食品循環資源リサイクル研究会」において出された提案に基づき、事業者のリサイクルルート構築を支援するため、今後のモデルとなるような事業の実験を実施した。  モデル事業実施件数：1件	平成22年度に実施した1件のモデル事業について、平成23年度も継続して実験を実施している。	↑	継続	環境局事業系ごみ対策課
市庁舎におけるごみ減量・リサイクルの推進	事業者としての率先実行という観点から、市庁舎における古紙回収、大型シュレッダーを利用した機密文書の再資源化、空きびん・ペットボトルの回収を実施しています。 また、平成14年度からは、蛍光管の回収を行っています。  ①古紙回収：新聞、段ボール等の回収、機密文書の再資源化 ②空きびん、ペットボトル回収 ③廃蛍光管回収	①古紙回収量：1,658トン （機密文書処理量307トン）  ②空きびん回収量：23トン ペットボトル回収量：31トン  ③廃蛍光管回収量：15トン	継続して実施している。	→	継続	環境局事業系ごみ対策課
工場での古紙類の回収	クリーンパークに搬入される段ボール等古紙類の回収を実施し、古紙回収業者に引き渡し、再資源化を図っています。	・回収実績：313トン	継続して実施している。	→	継続	環境局事業系ごみ対策課
びん・ペットボトルの再資源化	収集されたびん・ペットボトルは、びん・ペットボトル中継保管施設又は選別処理施設に搬入・選別後、再商品化事業者へ引き渡されています。	資源化量 ：6,160トン びん ：3,692トン ペットボトル：2,468トン	収集された全量について適切な選別を行い、支障なく再商品化事業者へ引き渡している。	→	継続	環境局計画課
不燃性ごみの有価物回収	東部・西部資源化センターに搬入された不燃性ごみを破碎し、磁選機等により鉄、アルミを回収、再資源化しています。	破碎処理回収量：6,932トン ・鉄 ：6,175トン ・アルミ ：757トン	不燃性ごみを破碎選別処理し、鉄・アルミの回収・再資源化と、可燃物の焼却処理を行い、埋立ごみの減量化・減容化をすることで、埋立場の延命化を図っている。	→	継続	環境局工場整備課
緑のリサイクル事業	ごみ減量と資源有効活用のため、街路樹等の剪定樹木をチップ化し土壌改良材として公共施設緑化事業に再利用、廃木材も燃料やパーティクルボードの原料として処理委託しています。	せん定樹木搬入量：4,186トン 廃木材搬入量：243トン	せん定樹木、廃木材を焼却処理せず、資源化することで、資源の有効利用を図ることができるとともに、CO2削減にも寄与している。	→	継続	環境局工場整備課
産業廃棄物排出事業者の監視・指導	市民が安心して生活していく上で、産業廃棄物の適正な処理は不可欠であることから、排出事業所等への立入検査を行い、適正処理を指導しています。	立入り件数：1,125件 ・多量排出事業者：17件 ・建設工事現場等：254件 ・PCB保管事業場：64件 ・アスベスト関連工事現場：78件 ・感染性産業廃棄物の排出事業所：20件 ・苦情等：34件 ・重点監視事業所等：658件	毎年継続しての事業である	→	継続	環境局産業廃棄物指導課
産業廃棄物処理業者の指導	市民が安心して生活していく上で、産業廃棄物の適正な処理は不可欠であること、また、不適正処理が発生した場合に周辺環境へ著しい影響を及ぼすおそれがあることから、産業廃棄物処理業者等への立入検査を行い、適正処理を指導しています。	立入り件数：765件 ・処理業許可業者：711件 ・自動車リサイクル許可業者：54件	毎年継続しての事業である	→	継続	環境局産業廃棄物指導課
公共工事における産業廃棄物の有効利用の推進	公共工事における建設系廃棄物のリサイクル及び適正処理推進のため、庁内関係部局による情報交換、調査研究等を行っています。	・庁内関係部局との協議：1回 ・公共工事におけるコンクリート塊、アスファルト塊のリサイクル率：ほぼ100%（平成22年度）	毎年継続しての事業である	→	継続	環境局産業廃棄物指導課
産業廃棄物に関する啓発	産業廃棄物に関する認識向上、減量化・有効利用及び適正処理推進のため、事業者及び処理業者を対象とした講習会及び説明会を実施するとともに、医療関係機関・土木建設業者等の各種団体からの要請により講師を派遣しています。	説明会・講習会 開催回数：8回 受講者数：855人	毎年継続しての事業である	→	継続	環境局産業廃棄物指導課
不法投棄防止対策（再掲）	第2章第2節第2項に掲載			→	継続	環境局計画課
農業用廃プラスチックの回収	環境にやさしい農業を推進するため、野菜・花などの栽培に使用するハウスの被覆材等農業用廃プラスチックの処理について、ダイオキシン類が発生しないリサイクル目的の回収を行うなど適正処理の推進を図っています。  <計画目標等> 回収量 40トン	・回収実績：33.6トン ・農協広報誌による啓発	予定どおりに事業を実施	→	終了	農林水産局農業振興課

①事業・施策名	②施策内容・計画目標等	③平成22年度事業実績	④事業所管課による評価等	⑤評価	⑥平成23年度	⑦担当課
魚滓の再資源化	水産バイオマスである魚滓を無公害に魚粉等に加工するなど利活用に積極的に取り組み、市民生活の環境保全に努めています。  <計画目標等> ・平成22年度魚滓処理量：7,060ト ・平成23年度魚滓処理量：7,000ト	平成22年度魚滓処理量：6,598ト	・原料となる魚滓の減による	↓	継続	農林水産局水産振興課
廃発泡スチロールのリサイクル	鮮魚市場内で発生する魚函用発泡スチロール箱及び当市場から運び出された同ケースを自主回収し、市場内において減容リサイクル処理を実施しています。	溶融量：411.23トン	水産物取扱量の減少に伴い、廃発泡スチロール魚函も減少しているが、毎年継続しての事業である。	→	継続	農林水産局鮮魚市場
うろこ汚泥等の再利用化	鮮魚市場内で発生するうろこ汚泥を、酵素等により発酵させ、消臭酵素液の生成を実施しています。	消臭液生産量：11,000リットル	毎年継続しての事業である。	→	継続	農林水産局鮮魚市場
下水汚泥のコンポスト化	下水汚泥を発酵させてコンポスト（堆肥）化し、土壌改良材「博多のびのび」の名称で公共事業の緑化工事や農家向けへの利用、また福岡県内の一般住民向けへの電話注文・宅配方式による利用の促進を行っています。  <計画目標等> 平成23年度販売目標 ・20kg : 6,700袋 ・10kg : 36,000袋 ・バラ製品 : 10トン	県内電話注文・宅配方式  平成22年度販売実績 ・20kg : 15,397袋 ・10kg : 45,549袋 ・バラ製品 : 169トン		→	終了	道路下水道局施設管理課 (財)下水道資源センター
アオサ有効活用検討	和白海域等で回収したアオサについて、堆肥や食材といった市民に身近で取り組みやすい方法での有効活用を検討しています。  <計画目標等> アオサ堆肥等の認知度が向上し、有効活用の方が広がっている。	アオサ活用試験農園においてアオサ堆肥を製造し、普及促進に向けた以下の取組等を実施した。 (1)段ボールコンポストモニター実験 (2)グリーンカーテンモニター実験 (3)各種イベント等における広報・PR (4)本庁舎「朝顔カーテン」プロジェクトにアオサ堆肥を活用	モニター実験等を通じて、アオサ堆肥の普及促進のほか、段ボールコンポストの基材としてのアオサ堆肥の有効性を確認できた。	↑	継続	港湾局環境対策課
使用済み乗車券のリサイクル	地下鉄各駅のごみ減量化を図るため、使用済み乗車券を回収し、トイレットペーパー等の原料として再利用しています。	使用済み乗車券回収量：約9.2ト	毎年継続しての事業である。	→	継続	交通局乗客サービス課
アセットマネジメントの推進	高度経済成長期に建設された多くの市有施設が老朽化し、今後更新時期を迎えることから、大きな財政負担が予想されます。そのため、計画的な維持修理による施設の長寿命化や有効活用によって、投資の平準化、維持管理の効率化などの取り組み（アセットマネジメント）を全庁的に導入し、長期的な施設経費負担の低減を図ります。また、アセットマネジメント導入により、施設の長寿命化や有効活用による建設廃材発生抑制も期待できます。	平成20年9月に策定した「福岡市アセットマネジメント基本方針」に基づいて、平成21年度に各局で策定されたアセットマネジメント実行計画を平成22年9月に総括版として取りまとめた。	平成21年度に各局において実行計画を策定し、平成22年度に総括版として取りまとめた。 ※今後実行計画をふまえて、計画的な維持修理による施設の長寿命化や既存施設の有効活用などに取り組むことで、施設経費負担の低減とともに廃棄物の発生抑制に努める。	→	継続	財政局アセットマネジメント推進課
グリーン購入ガイドライン	再生品など環境に配慮された製品の普及を図るために、福岡市グリーン購入ガイドラインを策定し、環境に配慮された製品を全庁的に率先購入しています。  (根拠法令・計画等) ・国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法） ・第二次福岡市役所環境保全実行計画	平成22年度達成品目：117品目/178品目 (平成21年度達成品目：111品目/165品目)	毎年度改定し全庁通知を行っているが、コスト削減や仕様の不適合から環境物品以外を購入するケースがあるため達成率が低く、今後更に促進していく必要がある。	→	継続	環境局環境政策課
学校給食残滓のリサイクル	学校給食で発生する残滓（調理くず、おかず食べ残し）及びパンの一部を回収し、飼料の原料として再生利用を行っています。また、つぎ残しの米飯については、豚の餌として全量利用されています。	残滓回収量：541トン パン回収量：44トン 米飯回収量：423トン	残滓のリサイクルとあわせて、各学校において、完食に向けた食指導等により残滓の発生抑制に取り組んでいる。全量リサイクルするためには、小学校で発生する残滓の回収ルート確立が課題となっている。	→	継続	教育委員会健康教育課
学校給食廃油のリサイクル	学校給食で使用した食用油を全量回収し、給食センターに設置しているリサイクルボイラーで燃料として使用するほか、バイオディーゼル燃料として売却しています。	ボイラー投入量：40キロリットル 売払い量：66キロリットル	今後も事業を継続して実施していく。	↑	継続	教育委員会健康教育課
学校給食牛乳パックのリサイクル	児童生徒が洗浄、乾燥した使用済みの学校給食用牛乳紙パックを回収し、再生紙の原料として再生利用しています。	回収量：106トン 参加校：小学校114校、中学校8校 ※いずれも平成22年（暦年）実績	牛乳に対するアレルギーがある児童生徒への配慮等により、参加希望校のみの実施としている。	→	継続	教育委員会健康教育課
企業連携によるエコ農業推進事業	西部ガス（株）・J A福岡市と連携し、耕作放棄地（休耕地）を整備し、生ごみ・牛糞たい肥の投入や減農薬・減化学肥料を用いる循環型農業（エコ農業）を実践する。エコ農園応援サポーター（市民ボランティア）を対象に、農業体験や環境学習教室などの市民啓発を行う。大学・NPOとの連携を図る。	・西部ガス（株）・J A福岡市・市の三者で協議会を設立。 ・農地の選定、整備、維持、管理。 ・市民ボランティアを対象とした農作業体験・環境学習教室等の開催	予定とおりに事業を実施	→	継続	農林水産局農業振興課
<b>第2項 省エネ・新エネ対策の促進</b>						
福岡市地球温暖化対策地域推進計画(第三次)の推進	第2章第3節第1項に掲載			→	継続	環境局温暖化対策課

①事業・施策名	②施策内容・計画目標等	③平成22年度事業実績	④事業所管課による評価等	⑤評価	⑥平成23年度	⑦担当課
福岡市地球温暖化防止市民協議会を通じた取組	市民・事業者・行政が協力して、地球温暖化防止に向けた積極的な実践活動の推進を図ることを目的として設置された福岡市地球温暖化防止市民協議会（156団体・平成23年5月末現在）と連携して、地球温暖化防止に向けた様々な事業を展開しています。  <計画目標等> 多くの市民、事業者が協力して、地球温暖化防止に向けた様々な事業を取り組んでいく。	・福岡市地球温暖化防止市民協議会会員数 154団体（平成23年5月末現在：156団体） ・市民による省エネルギー行動実験（省エネルギー行動に対する環境意識アンケート及びエコチャレンジ宣言） 参加者：アンケート協力200名、エコチャレンジ宣言176名 ・住宅用太陽光発電システム設置補助：991件 ・地球温暖化防止福岡市民大会 (1)グリーン商品展示会 参加者：市民延べ1,524名 (2)地球温暖化防止シンポジウム2011（平成23年1月開催） 参加者：市民210名	これまでの福岡市地球温暖化防止市民協議会の取組の成果等により、毎年会員数は増加している。市民大会及び住宅用太陽光発電システム設置補助を継続して実施し、地球温暖化防止に向けた実践活動の推進を図っていく。 福岡市地球温暖化防止市民協議会会員数 平成18年度：130企業 平成19年度：140企業 平成20年度：143団体 平成21年度：152団体 平成22年度：154団体	—	継続	環境局温暖化対策課
地球温暖化問題に関する広報	地球温暖化問題を広く市民一人ひとりに周知するため、市の広報誌等を活用した広報活動を実施しています。  <計画目標等> 実効性の高い普及啓発事業を実施していく。	①地球温暖化特集号（市政だより12/15号同時印刷物）の全戸配布実施 ②市内各地域で出前講座「おうちで省エネできるモン！」を年間38回開催しました。 ③市広報テレビ等の活用	出前講座等を活用した広報活動を継続して実施していく。	↑	継続	環境局温暖化対策課
「朝顔のカーテン」プロジェクト	朝顔で市庁舎の壁面を緑化することで、地球温暖化対策、花・緑による安らぎの創出など環境の改善を図っています。	市民に身近な公民館や体育館、プール等を加えて、平成21年度の70施設から162施設に拡大して取り組みました。平成18年度と平成22年度の冷房使用実績比較により、冷房に係るエネルギー消費量が削減され、本庁舎で二酸化炭素45tの削減効果（コスト削減効果約96万円）があったと推計しました。	引き続き、市庁舎や市民に身近な市の施設等での取り組みを実施し、一般家庭や事業所等における緑化を推進していくとともに、家庭・事業所における省エネルギーに関する普及・啓発に努めていく。	↑	継続	環境局温暖化対策課
住宅省エネ改修助成事業	家庭部門の二酸化炭素の排出削減を推進するため、国の「住宅エコポイント制度」の対象となる市内の既存住宅の省エネ改修工事で市内事業者が発注したものに対して、ポイント数の3分の2に相当する額（1戸あたり上限10万円）を助成します。（新築工事は対象となりません。また、平成23年7月31日までに着手された改修工事が対象となります。）	住宅省エネ改修助成件数：858件	国の住宅エコポイント制度を活用した事業であるため、国の動向にあわせて事業を実施していく。	—	継続	環境局温暖化対策課 住宅都市局住宅計画課 経済振興局創業・経営支援課
太陽光発電システム設置補助	福岡市地球温暖化防止市民協議会と連携し、市内の太陽光発電設備設置予定者に対し、1件あたり10万円の補助を実施しています。  <計画目標等> 多くの市民に対して、住宅用太陽光発電システムの導入に際し、補助を行う。	住宅用太陽光発電システム設置補助：1,000件の募集枠に対し、991件の補助を行った。 （平成21年度：593件）	市民の環境への意識が高まっていること等を背景に太陽光発電設置の需要が非常に伸びている。二酸化炭素排出量が増加を続ける本市家庭部門の温暖化対策の強化を目的に補助件数の拡大を図る。	—	継続	環境局温暖化対策課
事業所省エネ改修等支援事業	業務部門の地球温暖化対策を推進するため、中小企業者等が行う省エネ設備の導入や改修に要する経費の一部を補助するとともに、その省エネ効果を広く公表することで、事業者の省エネ意識の高揚を図ります。  <計画目標等> 業務部門のCO2排出削減量：156(t/年)	申請件数：57件 （内、補助交付決定件数：52件） CO2排出削減量：376(t/年)（平成22年度に完了した工事のみを対象）	本事業は、平成22年12月で当初予算の1億円に達したが、事業者からの事業再開の強い要望を受けて、平成23年2月に5千万円の補正予算を組んで申請受付を再開するなど、事業者の省エネ改修の推進に貢献している。また、事業によるCO2排出削減量も、当初計画に比べ大きく増加した。	—	継続	環境局温暖化対策課
省エネルギー診断事業	庁舎等の現状設備での光熱水費低減及び省エネを図るため、民間業者から運転手法等の指導を受けて光熱水費を低減し、低減額の一部を業者へ報酬として支払う省エネルギー診断事業を実施します。	平成22年度実績 光熱水費削減額 約1.5億円 市の利益 約9千万円	省エネ診断事業の継続実施。	—	継続	財政局アセットマネジメント推進課
福岡市役所環境保全実行計画（第2次） ○地球温暖化防止に向けた省エネ対策（夏・冬）の実施	エネルギー使用量が多くなる夏期（6/1～9/30）および冬期（12/1～3/30）に特別対策を実施します。  <計画目標等> 平成16年度を基準年として、平成24年度までにエネルギー使用量を5%以上削減	エネルギー使用量が多くなる夏期（6/1～9/30）および冬期（12/1～3/30）に特別対策（冷房（28℃）・暖房（19℃）の温度設定、エコスタイル（夏期）励行、環境保全ノー残業デー）を実施し、また、通年をととした省エネ対策を実施しました。	平成20年度実績より、福岡市役所の事業者としての温室効果ガス排出量は、増加していることから、更なる省エネ対策が必要とされる。	—	継続	環境局温暖化対策課
福岡市役所環境保全実行計画 ○チャリエコ（共用自転車）の貸し出し	本庁舎・北別館の職員を対象に自転車を貸し出し、庁用車、バス等から自転車への転換を図ります。尚、自転車は、放置自転車を再利用したものを利用します。  <計画目標等> 職員が外勤するとき、できるだけ徒歩や自転車を使用し、運輸（自動車）部門の二酸化炭素削減に努める。	チャリエコ（共用自転車）10台整備、1日に約2～5台使用されています。	継続的にチャリエコが利用されており、二酸化炭素の排出抑制に貢献していると考えられる。	—	継続	環境局温暖化対策課

①事業・施策名	②施策内容・計画目標等	③平成22年度事業実績	④事業所管課による評価等	⑤評価	⑥平成23年度	⑦担当課
新エネルギーの公共施設への率先導入等	「公共施設における新エネルギーの先導的導入を進め、市民・事業者への導入を推進する」ことを基本方針として、新エネルギー活用を推進しています。具体的には公共施設への新エネルギーの導入等を実施しています。  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;太陽光発電システム&gt;  平成9～12年度 保健環境研究所, 博多小学校  平成13年度 小田部小学校(10kW)  平成14年度 三苦小学校, 柏原小学校, 玄洋小学校, こども総合相談センター(各10kW)  平成15年度 小笹小学校, 七隈小学校, 板付中学校(各10kW), 那珂南公民館(3kW), 橋本車両工場(50kW)  平成16年度 松島小学校, 塩原小学校, 愛宕浜小学校(各10kW)  平成17年度 千早西小学校, 堤丘小学校, 西新小学校, 周船寺小学校, 葬祭場(各10kW)  平成18年度 市役所本庁舎(10kW), 照葉小学校(20kW)  平成19年度 姪浜中学校(10kW)  平成20年度 西部(中田)埋立場, 東消防署(各10kW)  平成21年度 横手公民館, 筥松公民館, 月隈公民館, 玉川公民館, 筑紫丘公民館, 早良公民館(各3kW)  動物園(3kW), 中央区役所, 今宿・周船寺地域交流センター, 城南区役所, 西保健所, 城南市民プール, 総合西市民プール, 博物館, 総合図書館, 西部3Rステーション, 西部污水处理場, 保健環境研究所(各10kW)  鳥飼小学校, 堤小学校, 北崎小学校, 今津小学校, 下山門小学校, 城原小学校, 早良小学校, 田村小学校, 原小学校, 飯倉中央小学校, 百道小学校, 大原小学校, 曲淵小学校, 有住小学校, 福浜小学校, 南当仁小学校, 笹丘小学校, 香椎下原小学校, 香椎浜小学校, 和白東小学校, 城浜小学校, 奈多小学校, 大池小学校, 長住小学校, 西高宮小学校, 弥永西小学校, 三宅小学校, 長丘小学校, 大楠小学校, 若久小学校, 筑紫丘小学校, 東花畑小学校, 東若久小学校, 野多目小学校, 玉川小学校(各10kW)  内浜中学校, 玄洋中学校, 片江中学校, 香岐丘中学校, 次郎丸中学校, 百道中学校, 高取中学校, 原中央中学校, 当仁中学校, 香椎第3中学校, 城香中学校, 松崎中学校, 日佐中学校, 筑紫丘中学校, 花畑中学校, 長丘中学校, 柏原中学校, 横手中学校(各10kW)  屋形原特別支援学校, 博多工業高等学校(各10kW)  平成22年度 玄界公民館, 堤公民館, 長丘公民館, 三苦公民館, 愛宕公民館, 大楠公民館, 室見公民館, 老司公民館, 入部公民館, 七隈公民館, 香椎公民館(各3kW), 早良体育館, 東部埋立場, クリーンパーク臨海, 東部療育センター, 宮竹小学校, 名島小学校, 春住小学校, 警固小学校, 若久特別支援学校(各10kW), 夫婦石浄水場(60kW)  &lt;小型風力発電システム&gt;  平成21年度 みなと100年公園(1基:3kW), シーサイドもちもち海浜公園(3基:各3kW)</p> </div>	<本庁舎への設置状況> 屋上に設置した太陽光発電パネル 発電量を示す表示板(1階北側入口) <市施設への新エネルギー導入状況> ・太陽光発電システム 平成22年度:21箇所設置・出力合計183kw(平成9年度から累計119箇所・出力合計1156.7kW) ・小型風力発電 累計2箇所(4基)設置・設備出力合計12kW ・太陽熱温水器 累計12施設	市内小中学校, 公民館をはじめとする市施設に, 太陽光発電システムの率先導入を推進している。今後も引き続き, 市施設への導入を推進するとともに, 市民・事業者への啓発に努めていく。 小型風力発電については, 本市における風力発電の今後の普及の可能性を検証する。地球温暖化対策として, 新エネルギー導入を促進することは有効な手段であり, 今後も重点的に注力していく。	—	継続	環境局温暖化対策課
「福岡市自動車交通公害防止計画(第三次)」の推進(再掲)	第2章第3節第1項に掲載			→	継続	環境局環境保全課
ノーマイカーデーの推進(再掲)	第2章第3節第1項に掲載			↑	終了	環境局温暖化対策課 交通局営業課
環境1日乗車券「エコちかきっぷ」の発売(再掲)	第2章第3節第1項に掲載			↑	継続	交通局営業課
「SUBWAY DIET」事業(再掲)	第2章第3節第1項に掲載			→	継続	交通局営業課
地下鉄ICカード「はやかけん」サービス開始(再掲)	第2章第3節第1項に掲載			→	継続	交通局営業課
「はやかけん」を使った全自動パーク&ライド(再掲)	第2章第3節第1項に掲載			↑	継続	交通局営業課
エコドライブの普及促進(再掲)	第2章第3節第1項に掲載			→	継続	環境局温暖化対策課 環境局温暖化対策課
低公害車の普及促進(再掲)	第2章第3節第1項に掲載			↑	継続	環境局温暖化対策課
ごみ焼却熱の有効利用	クリーンパークに発電設備を設け, ごみの焼却熱を利用して発電した電力を, 所内等での利用, 西市民プール・タラソ福岡等への送電, 余剰電力の九州電力㈱への売電を実施しています。	総発電電力量:171,600kWh 総売電電力量:86,619kWh 総売電収入額:832,719千円 ※(株)福岡クリーンエナジー分は含まない	廃棄物発電を行うことで, 清掃工場等で使用する電力を賄うと共に, 余剰電力を売電し収益を得ている。 また, 電力会社に売電することで, CO2の削減に寄与している。	—	継続	環境局工場整備課
地下鉄車両減速時のエネルギー有効利用	地下鉄車両の減速時に, モーターを発電機として使用することで車両の運動エネルギーを電気エネルギーに変換(回生発電)して, 他の電車の加速時や駅の設備に再利用しています。さらに, 省エネ型の主回路制御(VVF)を導入することで, 回生率を向上させ, 消費電力を節減しています。	回生発電量(平成22年度実績):14,857,000kWh/年		—	継続	交通局姪浜車両工場 橋本車両工場
太陽光発電システムの活用	車両工場屋上に設置した太陽光発電システムにより, 車両工場で使用する電力を節減しています。	太陽光発電システム発電量:41,519kWh/年		—	継続	交通局橋本車両工場
建築物環境配慮制度	建築物が環境に与える負荷を低減するため, 新築等の際に建築主に「建築物環境配慮計画書」の届出を求めるものです。 また, 市はホームページ等でその計画概要を公表します。 <制度施行> 平成19年10月1日から	平成22年度は, 30件の「建築物環境配慮計画書」の届出がありました。	引き続き建築主の方の理解と協力をいただきながら, その趣旨の浸透を図って行く。また, 23年度は, 制度の施行から3年を経過しており, 福岡市建築物環境配慮制度の実効性を上げるための見直しの検討を計画している。	—	継続	住宅都市局建築審査課
鉄軌道系交通機関の整備	鉄軌道などの公共交通機関のネットワーク強化及び利用促進のため, 地下鉄箱崎線(2号線)と西鉄貝塚線との直通運転化や駅施設改良などの調査・検討を行っています。	事業計画の検討		—	継続	住宅都市局鉄軌道計画課
地下鉄3号線の延伸	地下鉄3号線(七隈線)は, 平成17年2月に橋本～天神南間を開業しましたが, 都心部区間が未整備となっており, 全市的な交通課題や環境問題等に対応するとともに, 鉄道ネットワークの強化による利便性の向上を図るため, 本市の財政状況等を踏まえ, 検討を進めていきます	天神南～博多駅ルートについて, 技術的な調査・検討を行った。		—	継続	交通局計画課
緑化推進事業(屋上・壁面緑化, 公共施設の緑化)(再掲)	第2章第1節第2項に掲載			→	継続	住宅都市局緑化推進課

①事業・施策名	②施策内容・計画目標等	③平成22年度事業実績	④事業所管課による評価等	⑤評価	⑥平成23年度	⑦担当課
建築物の省エネルギー計画	エネルギーの使用の合理化を進めるため、省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）に基づく特定建築物に関わる省エネ計画書の提出を求め、基準値の適否の審査及びその省エネ内容の把握を行い、また3年ごとの定期報告の提出を求め、省エネに対する意識の高揚を図ります。	平成22年度は、537件の「省エネ計画書」の届出がありました。	21年度までは2,000㎡以上の全ての建築物を対象に、新築・増築・大規模修繕・模様替えを行う際に提出が義務付けられていたが、22年度から300㎡以上の建築物（住宅は新築・増築のみ）に対象が拡大されて、省エネの計画がより推進されているものと考えられる。（21年度と比較し届け出件数が約4倍となっている）	-	継続	住宅都市局建築審査課
環境新技術の研究開発支援	福岡水素エネルギー戦略会議への参画による水素利用技術の研究開発など、環境新技術の研究開発を支援します。	福岡水素エネルギー戦略会議への参画	平成16年8月の同会議設立以来、継続して参画している。	-	継続	経済振興局科学技術振興課
都心部環境まちづくり誘導方策の検討	都心部において環境街づくりを誘導するための具体的な対応策を検討します。	都心部環境街づくり検討業務委託 都心部風の道解析業務委託		-	新規	住宅都市局都心再生課
E S C O事業	民間の技術力や資金、経営能力を活用して、庁舎等の老朽化した設備を更新するとともに、運転手法等の指導を受けて光熱水費低減及び省エネを図り、低減額の一部を業者へ報酬として支払うE S C O事業を実施します。	平成22年度は博物館、福岡サンパレスについてE S C O事業の公募を行い、各々最優秀、優秀提案者を選定しました。	平成22年度にE S C O事業を導入するための公募を行った。 平成23年度は2施設のE S C O事業を着実に実施するため、関係課への支援を行う。	↑	継続	財政局アセットマネジメント推進課
アイランドシティ環境共生都市づくりの推進	平成21年12月策定の「アイランドシティ事業計画」で定められたコンセプトである「都市活力の向上に挑戦するグリーンアイランドの創造」に基づき、自然の風や太陽の光・熱などの自然エネルギーの活用や省CO2化の推進、また、住民等の環境への取り組みの支援等を行い、本市を先導する環境共生都市づくりを推進する。	①「アイランドシティ低炭素型都市ビジョン検討委員会」を実施 ②CO2ゼロ街区への環境関連最新技術の導入に向けた、開発事業者等との協議を実施 ③人と地球にやさしい新たな交通施策の導入促進 ・国や民間企業と連携し、超小型モビリティ（1人乗用電気自動車）のカーシェアリング等の実証実験を実施。 ・市庁用車の電気自動車を活用したカーシェアリング事業を試行。 ④NPOとの共働事業による環境教育・啓発活動 ・NPOと共働で照葉小中学校やアイランドシティ中央公園等で環境教育や環境啓発活動を実施。	市5工区が目指す「国内トップレベルの低炭素型都市」の具体的な将来像を市民や事業者にわかりやすく示すためのビジョンの検討を行った。今後も引き続き、アイランドシティを環境共生のモデル都市とすべく、事業を推進していく。	↑	継続	港湾局アイランドシティ事業推進部事業調整課、企業誘致課
<b>第3項 水の有効利用の促進</b>						
広域循環型雑用水道（再生水利用下水道事業）（下水処理水の再利用）	中部水処理センター及び東部水処理センターの下水処理水の一部を再生処理し、主に水洗便所の洗浄用水として供給しています。 （供給開始 昭和55年6月） ①現在供給能力（平成23年4月1日現在） 中部：日最大 7,200㎥/日 東部：日最大1,600㎥/日 ②供給区域（平成23年4月1日現在） 中部地区 1,013ha （天神・渡辺通り地区、シーサイドももち地区、博多駅周辺地区、都心ウォーターフロント地区） 東部地区 401ha （香椎地区、アイランドシティ地区） ③再生水用途：大型建築物の水洗便所の洗浄用水、公園、街路等の樹木への散水	・供給施設376件（昭和55年度～） ・平成22年度新規供給施設：9件 ・日平均使用水量：約5,400㎥/日	供給施設の増	↑	継続	道路下水道局施設管理課
地区型雑用水道利用	香椎浜住宅地地区内の建築物において、工業用水を原水として、水洗便所の洗浄用水として利用している。	日平均使用水量：約320㎥/日	平成24年度末で事業廃止予定	-	継続	住宅都市局住宅管理課
個別循環型再生水利用	個別の建築物において発生した汚水・雑排水を処理し、水洗便所の洗浄用水として利用している。	・導入施設件数：296施設（昭和54年度～） ・平成22年度：2施設増加 ・平均使用水量：約5,516㎥/日	条例により、対象建築物の建築主に対して雑用水道（個別循環型、広域循環型、非循環型など）の設置を義務化しているが、どの方式を選択するかは建築主の判断であるため、個別循環型についての数値目標は設定していない。	-	継続	水道局節水推進課
雨水の有効利用	循環型社会構築、自然の水循環回復による環境にやさしいまちづくりを目的に、雑用水補給水の一部として、市役所本庁舎、マリンメッセなど公共・民間施設で雨水の有効利用（貯留）を図る	継続実施	継続して実施している。	-	継続	総務企画局水資源担当、水道局、道路下水道局
雨水の利用及び工場作業排水の再利用	橋本車両基地内に降った雨水を車体洗浄等の作業用水として利用するとともに、さらにその水を再処理して、橋本車両基地内及び橋本駅トイレの洗浄水として利用しています。	水道水節減量：8,295㎥/年		-	継続	交通局橋本車両工場
節水意識の高揚	「節水型都市づくり」の一環として、キャンペーンや水道施設見学会などの各種イベント及び各種印刷物・ビデオ制作などの広報活動を通じて、市民の節水意識の高揚を図っています。  <計画目標等> 節水意識 平成24年度 90% （福岡市水道長期ビジョン）	水をたいせつにキャンペーン ・「節水の日」街頭キャンペーン、浄水場の開放 ・キャンペーンポスターの掲示 ・水道PR展 ・水をたいせつにポスターコンクール、安心ばい！水道水川柳コンクール及びデジタル水道CMコンクール（水の大切さや水を育む自然環境問題をテーマにした作品を募集） ・水道施設見学会の実施	節水意識の実施派は、平成22年度意識調査（4年毎に実施）で87.9%で、平成18年度と比較し、5.6ポイント増加している。また、全国平均77.4%（平成22年度内閣府調査）と比べても、依然として高い節水意識を維持している。	-	継続	水道局総務課
<b>第2章 第5節 地球環境問題への対応と国際的貢献</b>						
<b>第1項 地球環境対策に関する取り組みの推進</b>						
福岡県フロン回収処理推進協議会などへの参加	「福岡県フロン回収処理推進協議会」に参加し、フロン回収及び回収フロンの適正処理を推進するための情報収集、啓発等を行っています。	福岡県フロン回収処理推進協議会に参加（総会1回、理事会1回）		-	終了	環境局環境保全課

①事業・施策名	②施策内容・計画目標等	③平成22年度事業実績	④事業所管課による評価等	⑤評価	⑥平成23年度	⑦担当課
空気調和用冷凍機からの特定フロンの回収・有効利用	「市有施設における特定フロンを冷媒として使用している空気調和用冷凍機に関する取り扱い方針」（平成7年12月）を策定し、特定フロンの回収、有効利用等を図っています。  <計画目標等> 市内の市立小・中学校のうち、2校残っている特定フロンを冷媒とする空調機を更新し、特定フロンを回収、破壊する。	平成22年度は空調機更新時期にあらず、特定フロンを冷媒とする空調機の更新は行っていません。 ※今後処理が必要な学校 1. 多々良小学校 2. 東箱崎小学校	残りの2校について、今後の空調機更新時期に合わせて特定フロンの回収、破壊を行う。 ※平成23年度に東箱崎小学校で実施予定	→	継続	財政局技術監理課
ツシマヤマネコ保護増殖事業	福岡市動物園では、長崎県対馬だけに生息する絶滅危惧種ツシマヤマネコ(天然記念物、国内希少野生動植物種)の種の保存(生息域外保全)に貢献するため、環境省の「ツシマヤマネコ保護増殖事業」に協力して、飼育下での増殖事業を行っています。	平成22年度は、2頭の繁殖に成功したが、生後まもなく2頭とも死亡した。本市で過去に繁殖した4頭をリスク回避のための分散飼育および繁殖に貢献するため、他園に移動させた。	今後の繁殖技術に生かせる経験を得るとともに、他園へ繁殖技術についてのアドバイスをを行った。	→	継続	住宅都市局動物園
傷病野生鳥獣の保護	福岡市動物園では、野生鳥獣保護のため、福岡県の委託を受けて動物園内に「傷病野生鳥獣医療所」を設置し、野生鳥獣の傷病の治療及び放鳥獣等を行います。	平成22年度は413件の動物保護があった。	野生生物保護、地球環境保全に寄与できた。	→	継続	住宅都市局動物園
<b>第2項 地球環境に関する調査・研究の推進</b>						
酸性雨に関する調査研究	本市における酸性雨の現状を把握し、将来にわたる酸性雨対策に資するため、都心部(城南区鳥飼)及び山間部(早良区曲淵)において、毎週1回調査を実施しています。  <計画目標等> 酸性雨の一般的な目安(ph5.6)との比較を行い経年的な変動を把握する。	・都心部(城南区鳥飼)及び山間部(早良区曲淵)において、毎週1回の試料採取を行い酸性雨の状況を調査しました。 ・都心部、山間部合わせて146検体	年間平均値は都心部(城南区鳥飼)がpH4.7、山間部(早良区曲淵)がpH4.7で経年的に横ばい傾向であった。	→	継続	環境局環境保全課  環境局保健環境研究所環境科学課
フロンに関する調査	CFC(クロロフルオロカーボン)やハロンなどは地球規模でオゾン層の破壊や温室効果を引き起こす物質で、福岡市における濃度調査を実施しています。  <計画目標等> CFC濃度の経年的な変動を把握する。	・市内3ヶ所(山間部・都心部・臨海部)で年2回、CFC(フロン11、フロン12、フロン113)の測定を実施しました。	検出濃度は経年的に横ばい傾向であった。	→	継続	環境局環境保全課
<b>第3項 国際環境協力の推進</b>						
アジア太平洋地域を対象とした研修生受入の推進	福岡大学と連携して廃棄物埋立技術「福岡方式」について学ぶ研修生を受入、期間が長い場合は「ふくおか環境財団」(旧くらしの環境財団)と協力して行っています。  <計画目標等> 環境行政に関する現地技術者の資質向上	見学者：中国等22件 47ヵ国 203名 研修生：ベトナム ハイフォン市 3名 (JICA草の根技術協力事業)	「福岡方式」に対する評価は高く、研修生の技術向上に寄与しています。	→	継続	環境局施設課
アジア太平洋地域を対象とした専門家派遣の推進	アジア太平洋地域に専門家を派遣し、廃棄物埋立技術の指導を行っています。  <計画目標等> 「福岡方式」による埋立場の導入や維持管理手法の確立	8月 JICA草の根技術協力事業として、職員をベトナム国ハイフォン市に派遣し、「福岡方式」に関する技術セミナー及び現地埋立場の改善に関する技術指導を行いました。	平成24年度まで継続して技術協力をを行う予定です。	→	継続	環境局施設課
国際連合人間居住計画(国連ハビタット)との連携による技術移転	本市は福岡大学と共にハビタットに協力しています。	実績無し	国連ハビタットより要請があれば対応します。	↓	継続	環境局施設課
「福岡方式」の普及を含めた環境分野の技術協力協定	本市と福岡大学は、中国清華大学と協力して、中国に廃棄物埋立技術「福岡方式」を適用し、中国の廃棄物処分場の改善並びに環境分野での実用研究等について協力を行っています。 (平成15年11月協定締結) (平成21年3月協定延長ー平成24年12月31日まで) <計画目標等> 「福岡方式」の中国での適用性を検証する。	8月 上海国際博覧会に於いて、中国清華大学、福岡大学とともに「福岡方式」に関する講演、パネルディスカッションを行いました。	平成19年4月「福岡方式」による中国雲南省蒙自県埋立場が完成し埋立を開始したが、汚水が滞留するなどの問題があります。	→	継続	環境局施設課
環境分析分野における技術協力	JICA等を通じて、アジア諸国からの研修生を受け入れ、保健環境研究所において分析技術の研修指導を行っています。	実績なし		→	継続	環境局保健環境研究所環境科学課
<b>第3章 地域の環境特性を活かした施策の推進</b>						
<b>第1節 地域の環境特性の発見・把握／第2節 地域の力を活かした共働による環境面からの地域づくり／第3節 地域の環境力を高める地域活動への支援</b>						
やる気応援事業・城南区	<計画目標等> 地球の環境美化・保全を図るために地域住民らが自ら取り組む活動を支援します。	環境市民ファンド事業：1事業 (事業名) ①ダンボール箱による家庭生ゴミ堆肥化推進事業	平成16年度から実施しており、補助期間(3年間)終了後も継続して自主的な活動を行っている。 平成17年度 7団体 平成18年度 8団体 平成19年度 9団体 平成20年度 4団体 平成21年度 2団体 平成22年度 1団体	→	終了	城南区地域支援課
やる気応援事業・早良区	<計画目標等> 活動事業の増大、会員の増加 地域としての事業への取り組み 助成終了後の自主団体としての活動の継続	①河川清掃、及び周辺公園の清掃  1団体が事業を実施	毎月定期的に取り組むことができた。 22年度でやる気応援事業は終了したが、今後、自主的に活動を継続していく必要がある。	→	終了	早良区地域振興課
やる気応援事業・西区	<計画目標等> 地域住民自らが、主体的に地域の環境美化・啓発パトロール・ごみ減量・花づくり等に取り組むための初期期の支援として、3年間を限度として活動費の一部を助成し、その後は地域住民の自主的な活動につなげて行く。	環境関係事業：3事業 ・老岐団地内の環境美化事業 ・女原コミュニティ広場づくり事業 ・住みよいまちづくり事業(清掃、花壇づくり)	各団体が地域の実情に応じ、地域の環境向上活動に取り組むことができた。	→	終了	西区地域支援課
区独自事業・東区(多々良川ゆめプラン事業)	第2章第1節第4項に掲載			→	継続	東区企画振興課
区独自事業・東区(三日月山ふれあいの森づくり事業)	第2章第1節第4項に掲載			↑	継続	東区企画振興課

①事業・施策名	②施策内容・計画目標等	③平成22年度事業実績	④事業所管課による評価等	⑤評価	⑥平成23年度	⑦担当課
区の魅力づくり事業・中央区（花いっぱい運動）	地域コミュニティの向上や青少年の健全育成、違法駐輪・ゴミのポイ捨て防止などを目的として、住民、企業及び行政と一緒に花植えや、花の日常管理を行っています。  <計画目標等> ・平成22年度3校区に支援している校区植花を4校区に増やし、将来的には全校区での実施を目指す。	・民間企業・市民・行政が連携し計3回の植花活動を実施。 ・13館の公民館で計3回の植花活動を実施。 ・3ヶ所の校区で計7回の植花活動を実施。 ・ホームページや啓発グッズを作成し、PR活動を実施。	毎年継続して実施している。	→	継続	中央区総務課
区独自事業・南区（ため池むすびまちづくり事業）	南区の財産である56のため池や那珂川などの水辺を活用して、市民の憩いやうるおい、健康づくり、交流の場づくりなど多面的なまちづくりを市民と共働で推進するものです。	南区基本計画事業：南区の特徴・地域資源である「水辺」をまちづくりに活用。 ・散策ルートを活用したウォークラリー大会の開催 ・南区水辺カレンダーの作成 ・那珂川川下り大会の開催	ため池や那珂川といった「水辺」が南区の魅力の一つであることを、大会開催やカレンダー配布により周知できた。	→	継続	南区企画振興課
区独自事業・南区（南区地域環境活動セミナー）	地域の役員の高齢化や相隣関係の希薄化などにより、環境部門における活動の担い手不足が深刻化していることを背景に、一般市民を対象に幅広い環境問題について楽しく体験学習することで、地域環境活動を担う人材の発掘・育成を推進する。	テーマを循環型社会・地球温暖化・南区の自然に絞り、外部講師1名が受講者10名に対し、全6回シリーズにて実施した。ワークショップやフィールドワーク等の手法を用いて現状に対する認識を深めることにより、受講者に対して、自己満足に終わらせず楽しく社会貢献したいという気持ちが継続するよう導いた。	参加者は中高年層で占められたものの、今後の活動の広がり期待が持てる反応があった。	→	継続	南区生活環境課
区独自事業・南区（南区出前講座）	南区の自然・地球温暖化・循環型社会の現状を認識してもらうことにより、市民による自主的な環境活動の促進を図る。	「南区の環境～環境活動をはじめましょう～」と題して、一般市民や地域団体等を対象に3回実施。受講者 計137名	一部からは、「総論的でポイントがつかみにくい」という声があったものの、受講者の感想の大半は、「問題点に気づくことができ、日頃の生活を見直すきっかけとなった」というものであり、満足度は高かった。	→	継続	南区生活環境課
エコ発する事業・南区	未来の子どもたちに美しい地球環境を残すため、市民団体、NPO法人等が自ら考え企画し、自主的に行う環境活動を支援する。	次の事業を実施した4団体に補助金を交付し、事業運営に必要な助言・指導等を行った。 ・小学校と地域によるダンボールコンポストを利用した野菜作りや環境学習 ・地元店舗や学生による清掃活動、違反広告物撤去やプルタブ回収 ・雨水を利用したひまわり栽培や太陽光発電設備を活用した体験型イベント開催 ・ダンボールコンポストの普及活動や地球温暖化問題学習、校区内の通学路美化	本事業補助金は、1事業につき3年を限度として交付されるものであるが、それぞれの団体が補助終了後も自主的に運営していけるよう、側面から支援することができた。	↑	継続	南区生活環境課
区独自事業・城南区（城南区環境サポーター育成・支援事業）	環境問題に関し、主体的に取り組む「城南区環境サポーターの会」によるごみ問題や省エネ・省資源などの環境に関する活動を支援しています。  <計画目標等> 会員数を増やし地域の環境活動を活発化させると共に、事業の充実を図ります。	・環境学習会 ・ラブアース参加 ・施設見学 ・環境パトロール ・会員向け広報紙発行 ・ペット、ごみ出し及びごみ減量等のマナーアップ啓発活動	各グループ毎に勉強会を開催し、地域の環境活動に貢献している。	↑	継続	城南区生活環境課
区独自事業・城南区（油山の魅力発信・ハナマウォッチング）（再掲）	第2章第1節第4項に掲載			→	継続	城南区企画振興課
区独自事業・城南区（歩きたくなるまちづくり事業）	①区のウォーキングマップ（城歩マップ）を活用し、ウォーキンググループの育成を支援します。 ②歩くことが楽しくなるような区内の花や緑あふれる風景をPRし、魅力的な歩行空間（区の魅力スポット）を拡充します。  <計画目標等> ・ウォーキンググループ数：10	・ウォーキングマップを活用したウォーキンググループの育成 ・区内の魅力スポットの案内冊子「城南区うきうき花めぐりマップ」の配布 ・西の堤池の花壇の維持管理を行う花壇ボランティアの募集と助成	全体として、数値目標を達成する結果を得ることができた。 ウォーキンググループ数：10	→	継続	城南区地域保健福祉課・企画振興課
区独自事業・西区（環境をまもる人づくり地域づくり事業）	市民の自主的で自律的な環境活動を推進するため、地域のリーダーとなる人材を発掘・育成し、その活動を支援するとともに、地域コミュニティ等とのネットワークを形成し、「市民と西区役所が共働して環境啓発活動を行う」環境のまち西区の実現をめざします。  <計画目標等> ・地域環境サポーター養成講座修了者：20名（平成16～23年度総計：160名） ・地域環境サポーターによる活動団体数：8団体（平成16～23年度の総計：1団体/年×8年間） ・地域環境サポーターによる活動団体が実施した事業実施回数：400回/年 ・地域環境サポーターによる活動団体が実施した事業での地域住民等動員数：8000人/年 ・西区環境フェスタ来場者数：延べ2,000人	地域環境サポーター養成講座修了者：18名（平成16年度～22年度で計140人が受講） 地域環境サポーターによるもの ・活動団体数：8団体 ・実施した事業実施回数：251回以上 ・実施した事業で地域住民等参加数：9,624人以上（内訳） 買い物袋持参運動/オリジナルエコバッグ製作販売、独自の特典を付与 3R・ふるしき・新聞エコバッグ等の講習会の開催/50回、参加数1,576人 生ごみ堆肥講習会等の開催/158回、参加数2,812人 温暖化対策 緑のカーテン・環境家計簿等の取組み/6回、参加数482人 清掃・花いっぱい活動/20回、参加数532人 路上違反広告物追放/2回、参加数32人 リサイクルボックス等における資源物回収量/150,970kg 子ども向け体験型環境学習プログラムの実施/6回、参加数1,635人 環境啓発イベントの企画・開催/7回、参加数2,555人 広報誌の発行/2回  西区環境フェスタ2010総来場者数：延べ5,551人	地域環境サポーターは、目標としていた数値を超える働きをしており、「市民と西区共働の環境啓発活動」及び「市民の市民による環境啓発」を行うことができる地域づくりが、養成講座修了生たちによってできつつある。	→	継続	西区生活環境課

**第4章 環境に配慮した行動を促すための共通基盤の整備（分野横断的な施策の展開）**  
**第1節 市民・事業者・NPO・自治協議会などの主体的・自発的な取り組み及びその連携の促進**

①事業・施策名	②施策内容・計画目標等	③平成22年度事業実績	④事業所管課による評価等	⑤評価	⑥平成23年度	⑦担当課
環境フェスティバルふくおか	環境問題について市民一人ひとりが考え、その解決に向けて足下から行動して、環境に配慮したライフスタイルへの転換をしていく契機とし、環境に優しい行動の輪を広げていくための普及・啓発を目的とした楽しみながら学べる参加体験型のイベントを開催しています。  <計画目標等> 来場者数 市民のライフスタイルが環境に配慮したものとなることを目指す。	「来て、見て、知って 描こう！広げよう！エコ・ウェイブ」をテーマに10月23日・24日の2日間、市役所西側ふれあい広場、市民ロビーにて開催しました。 来場者数：延べ37,000人 出展団体：50団体	市民団体・事業者・行政が一堂に集い情報交換・相互交流するための場として、また、来場者が環境問題を学ぶ場として定着している。	-	継続	環境局環境政策課
若年層への環境啓発事業	学生が多いまちという特性を受け、若年層への環境啓発を実施するにあたり、同世代の若者から提案された啓発事業を学生と共働で実施することにより、若年層の環境問題への意識の醸成・高揚を図っています。 <計画目標等> 若年層の環境問題に対する意識が高まることを目指す。	学生グループ3団体と共働で、「環缶～空き缶を加工してランプシェードをつくる～」 「環境祭 (エコさい)」 「ECO×□=？～エコかけ 自分なりの答えを探そう」をテーマに、若年層への環境啓発活動を実施しました。	公募した学生グループにはファシリテーターをつけ、提案事業実現に向け適切なアドバイスを受けながら共働で実施しており、啓発効果や実施している学生達自身の環境への意識もより高まっている。	-	継続	環境局環境政策課
環境保全活動リーダー講座	環境を考え感じる心、行動の裏づけとなる知識、人に思いを伝え広げるための技術を有した人材を育成するための環境講座を実施しています。  <計画目標等> さまざまな環境問題に対応し持続可能な社会を形成するために、地域や事業者、市民団体等各主体による自発的・積極的な環境保全の取り組みと連携を促進する人材を育成することを目指す。	【第1回：10/14】講座の目標・環境の現状を知ろう 講師 小野 仁 【第2回：10/21】環境保全活動リーダーとは 講師 日本文理大学 杉浦 嘉雄 教授 【第3回：10/23】環境教育に求められるものは 講師 九州大学 朝廣 和夫 准教授 【第4回：11/4】日常生活と温暖化対策(1) 講師 近畿大学 依田 浩敏 教授 【第5回：11/6】日常生活と温暖化対策(2) 講師 福岡管区気象台 吉松 和義 課長 【第6回：11/11】ごみリサイクル(1) 講師 福岡大学 田中 綾子 准教授 【第7回：11/20】ごみリサイクル(2) フィールドワーク 西部3Rステーション、(株)環境開発リサイクルプラント 【第8回：11/25】自然環境保全(1) 講師 福岡大学 渡辺 亮一 准教授 【第9回：11/27】自然環境保全(2) フィールドワーク はかたわん海援隊の活動、樋井川の河川環境 【第10回：12/2】ひろげよう、伝えよう 講師 小野 仁 【第11回：12/9】まとめ 講師 小野 仁 延べ参加者：111名	50～60代の受講者が約6割と環境保全活動を継続的に行っている参加者が3割を占めた。講座に期待することとして、環境保全に関する専門的知識、コミュニケーションや仲間づくりのノウハウ、組織づくりや活動運営のノウハウを挙げた参加者が多かった。講座修了者に対する情報交換や交流の場など、修了者の活動を活性化するネットワークや組織づくりへの支援が望まれる。	-	継続	環境局温暖化対策課
スキルアップ講座	環境保全活動リーダー講座修了生を対象に環境保全に取り組む人材の資質をさらに高めるための環境講座を実施しています。  <計画目標等> 地域を舞台に環境保全活動をマネジメントできる人材を育成することを目指す。	【第1回：10/7】修了生の現在の活動を知り合おう 【第2回：10/23,24】環境フェスティバルに参加 【第3回：11/13】常に新しい環境情報を知ろう 【第4回：2/12】一歩踏み出して活動しよう 延べ参加者：32名	参加者がほぼ同じ顔ぶれとなり、環境保全活動を実施するためのコアとなる人材が見えてきた。講座の修了生が環境保全活動の企画・運営を行うなど自主性を高めていくことが今後の展開として考えられる。	-	継続	環境局温暖化対策課
地域発意支援事業 (エコ発する事業・やる気応援事業)	市民団体やNPO法人などが自ら発意・企画し、主体的に行う環境活動への支援を行うとともに、団体間のネットワークづくりを進めています。  対象事業 ・ごみ減量・リサイクル ・環境学習・啓発 ・環境保全 ・環境美化 等	①エコ発する事業 助成団体 32件 ②やる気応援事業 助成団体 5件 (やる気応援事業は、平成22年度で事業終了。)	各団体が創意工夫により事業を充実させ、様々な環境保全活動を行っている。平成22年度で事業開始後6年を迎え、補助期間満了した団体もあり、今後は終了団体の今後の活動に対する広報等による支援や、新たな団体に対する活動支援を広げる必要がある。	-	継続	環境局環境政策課
公害防止総点検運動	公害防止法令の適用を受ける工場・事業場に対する施設総点検実施の要請、大規模工場・事業場の監視・指導を実施しています。 大規模発生源をもつ工場・事業場には法律の規制基準よりも厳しい基準等を設定し、事業者これらの遵守を要請するため、公害防止協定を締結しています。	環境月間(6月1日～6月30日)に、工場・事業場への立入検査を実施 立入件数：10件		-	継続	環境局環境保全課
福岡市環境行動賞	地球温暖化防止やごみ減量・リサイクルなどに先進的・継続的に取り組み環境保全・創造に高い水準で貢献し、顕著な功労・功績のあった個人・団体・事業者・学校を表彰するとともに、それらの模範的な活動を広く市民に知らせています。 ※平成19年度に「環境保全功労者表彰」「ごみ減量・再資源化優良事業者表彰」「環境美化・リサイクル推進功労者表彰」を統合。	○表彰式及び記念講演会 11月4日(木) 福岡銀行本店大ホール 来場者数 550名 ○表彰実績 最優秀賞 4件 優秀賞 12件 特別賞 1件 奨励賞 表彰状 9件 感謝状 54件	顕著な功績があった団体等を表彰する本事業は、市全体に環境にやさしい行動の波を広げることに大いに寄与している。また、選考にあたっては、書類審査だけではなく、訪問調査や電話調査を行うことにより、生の声を聞く貴重な情報収集の場となっているとともに、表彰対象者の励みともなっている。反面、応募数や表彰式・記念講演会の来場者数が減少傾向にあるため、制度の認知度拡大を図る必要がある。	-	継続	環境局環境政策課
和白干潟保全のつどい	平成18年4月より、和白干潟を中心に活動する市民団体等と行政が定期的に意見交換しながら、和白干潟の環境保全に向けた活動などの共働事業を企画・実施しています。	<実績> 定例会：12回(毎月1回) 環境保全活動：7回実施 (アオサ回収の効果確認調査、干潟の生きもの観察会、アオサの回収(4回)、バードウォッチング)	エコパークゾーンの環境保全に向けた取組を市民と共働で進めることができている。	↑	継続	港湾局環境対策課

**第2節 広域的な連携及び取り組みの促進**

①事業・施策名	②施策内容・計画目標等	③平成22年度事業実績	④事業所管課による評価等	⑤評価	⑥平成23年度	⑦担当課
福岡都市圏環境行政推進協議会	福岡都市圏の環境行政をより効果的・効率的に推進していくため、福岡都市圏17市町一体の取り組みとして行うべき事業に関し、施策の検討・推進を図っています。	総会・幹事会の開催、マイバックキャンペーンを展開するための啓発用品作成・配布、ならびに西日本新聞の環境特集紙面「エコ・スイッチ九州」における環境啓発等を行っています。	協議会としてマイバックキャンペーンを推進し、共通の啓発用品の作成、配布などを行い効率的に行うことができた。また、新聞紙面を通し、自治体の環境への取り組みなどを、効果的に広く市民に広報できた。	ー	継続	環境局環境政策課
福岡都市圏南部環境事業組合	本市、春日市、大野城市、太宰府市及び那珂川町の4市1町で一部事務組合を設立し、共同で可燃ごみ処理施設の建設及び運営を行うための準備を行っています。  <計画目標等> 平成28年度より一部事務組合で可燃性ごみ処理を行うために、清掃工場及び埋立場の建設に向けた準備作業を行う。	・清掃工場の契約に向けて、DBO方式の特定事業選定を行うとともに、入札公告を実施しました。 ・埋立場の基本計画を策定しました。	平成28年度の可燃ごみ処理開始に向けて、ほぼ計画どおり事業が進んでいる。	ー	継続	環境局環境政策課
循環・共生・参加まちづくりネットワーク	昭和63年に、快適環境づくりに自主的に取り組む市町村で構成された全国アメニティ推進協議会に加入し、地域の特性を生かした個性豊かな快適環境づくりについての情報の交換や施策の研究を行っています。なお、平成15年度に「循環・共生・参加まちづくりネットワーク」として組織を再編成されました。	・副会長 ・Web総会1回	インターネットの普及などにより、ネットワーク設立当初の目的は達成されてきていることから、総会において平成22年度末でのネットワークの解散が決定した。	ー	終了	環境局環境政策課
下水道整備に関する技術協力	下水道整備事業に関する技術協力を実施しています。	本市職員を新宮町、福津市へ派遣	毎年度継続して実施している。	ー	継続	道路下水道局総務課
ごみ減量・リサイクル推進会議	市民、事業者、行政により組織し、ごみ減量・リサイクルの具体的な行動を協議し、全市的に実践活動を展開するものです。 ○市推進会議構成員 ・学識経験者12名 ・市民36名 ・事業者14名 ・行政9名 合計71名 <計画目標等> 会議で情報・意見の交換を行い、地域でのごみ減量・リサイクルの実践活動に生かし、校区の特性に応じた活動を行う。	・市ごみ減量・リサイクル推進会議開催：1回/年 ・区におけるごみ減量・リサイクルに関する連絡会議の開催 ・校区におけるごみ減量・リサイクルに関する活動推進	会議で情報・意見の交換を行い、地域でのごみ減量・リサイクルの実践活動に生かし、校区の特性に応じた活動を行う。	ー	継続	環境局家庭ごみ対策課
グリーン購入ネットワークへの参加	グリーン購入を福岡県内・九州地域へ広く普及するための推進組織として、平成19年2月に設立された「九州グリーン購入ネットワーク」に入会し、グリーン購入を含めた率先実行の推進を図っています。	・グリーン購入セミナーin福岡の開催 等  ○会員数（平成22年7月現在）：211団体 企業：162団体 行政：21団体 民間団体：28団体	「九州グリーン購入ネットワーク」の一員として率先実行するとともに、活動の輪を広げていく必要がある。	ー	継続	環境局環境政策課
ラブアース・クリーンアップ事業	九州・沖縄・山口の各県や大韓民国釜山広域市等において、市民・企業・行政が協力して行う、海岸・河川・山なみの一斉清掃「ラブアース・クリーンアップ」を毎年6月の環境月間に実施しています。	平成22年6月6日（日）実施 【福岡市】 参加人数：約3万6千人 ごみ回収量：約243トン 【九州山口各県合計】 参加人数：約71万人 ごみ回収量：1,500トン	平成22年度に19回目の開催となるなど、環境美化活動への参加・実行の場として、市民・企業に定着するするとともに参加ニーズが高まっており、毎年多くの参加者を得ている。	ー	継続	環境局家庭ごみ対策課
東アジア経済交流推進機構環境部会	日本・中国・韓国の10都市で構成する「東アジア経済交流推進機構」の専門部会として、主に環境関連団体や企業のビジネス交流の促進を目的としており、その他、広域的な環境問題についての情報交換などを行っています。 ○東アジア経済交流推進機構環境部会（平成16年8月設立） ・会員10都市（日本主幹事都市：北九州市） 日本：福岡、北九州、下関 韓国：仁川、釜山、蔚山 中国：大連、天津、青島、烟台	第6回環境部会の主な会議実績（平成22年10月14日 於：北九州市） ○部会テーマについて議論 テーマ「低炭素時代をリードする環黄海地域の都市間連携」に基づき、各都市が取組を紹介。本市は「エコ発する事業」「環境フェスティバル」「環境行動賞」「U-30事業」等の市民の自主的な取組を促進させる取組について紹介。 ○共同プロジェクトの推進 次の4つのプロジェクトについて10都市で連携して推進することを合意 ・環境ビジネス交流の推進 ・共同キャンペーンの実施（海岸クリーンアップ、ライトダウンなど） ・環境人材育成事業の継続実施 ・環境教育教材の作成	第6回環境部会で合意した共同プロジェクトについて、日中韓の会員都市と連携して取り組んでいく。	ー	継続	環境局環境政策課
福岡魚滓処理対策協議会	水産バイオマスの利活用を図るため、福岡市及び近隣23市町で協議会を設置し、鮮魚店等から排出される魚滓を（財）水産加工公社に委託して無公害に魚粉に加工する共同処理を行っています。	処理量：2,707 t/年		ー	継続	農林水産局水産振興課
<b>第3節 環境教育・学習の推進</b>						
福岡市環境教育・学習計画推進協議会	市民・事業者・行政等からなる「福岡市環境教育・学習計画推進協議会」を設置し、施策の実施状況の報告や情報・意見の交換を行うとともに、今後の環境教育・学習に関する施策の検討を行い、環境教育・学習計画を推進しています。	平成18年7月に環境教育・学習計画（第二次）を策定し、計画の進行管理を行っている。 平成22年8月23日 福岡市環境教育・学習計画推進協議会開催	平成18年7月に策定した「福岡市環境教育・学習計画（第二次）」を推進している。	ー	継続	環境局環境政策課
学校における環境教育の推進（特色ある教育推進事業）	幼・小・中学校等において実施している「特色ある教育推進事業」の中で、環境教育をとりあげ、水や空気、エネルギーなど様々な視点から自分自身の問題として考えさせる学習に取り組んでいます。  <計画目標> ・環境教育を事業の計画に取り入れていない学校に対して、その取組を計画するよう、指導する。 ・環境を「特色ある教育」の事業計画としている学校に対して、その内容の充実を図るための啓発を行う。	特色ある教育推進事業の中で、環境教育を取り上げて学習している学校は、小・中学校215校中、167校だった。（77.6%）	継続的な取組が行われており、環境教育を取り上げて学習している学校は、毎年増加している。	ー	継続	教育委員会学校指導課

①事業・施策名	②施策内容・計画目標等	③平成22年度事業実績	④事業所管課による評価等	⑤評価	⑥平成23年度	⑦担当課
小学校における環境教育	今日的な教育の課題といわれるものに対して、教科等の特性に合わせた展開の中で、各局作成の副読本等を利用して環境教育を実施しています。  <計画目標等> 多くの学校が環境の大切さを学ぶ環境教育への取組を実践する。	「科学わくわく出前授業」として、理科や総合的な学習の時間の中で、大学教授、気象台職員、NPOのメンバー等が、環境の大切さを伝える環境教育を行いました。  【実績値】 小学校 6校 延べ8回	平成17年度から実施しているが、充実した取組が継続されている。平成18年度小学校9校のべ14回、平成19年度小学校6校・中学校1校のべ11回、平成20年度小学校6校・中学校2校のべ13回、平成21年度小学校8校10回実施。	→	継続	教育委員会学校指導課
環境デー事業	市に在住するか通学している小・中学生とその保護者を対象に、自然観察会など市民参加・体験型の事業を実施しています。  <計画目標等> 市民に広く環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲を高めるため、自然観察会など市民参加・体験型の事業を実施する。	【第1回：8/1】 玄界島の自然を体験しよう 参加者74名（応募723名） 【第2回：9/25】 片江展望台でハチクマを見送ろう 参加者46名（応募46名） 【第3回：11/28】 玄界灘の自然を体感しよう 参加者25名（応募33名） 延べ参加者：145名	体験型プログラムの実施により、参加した親子に環境に対する「気づき」の場が提供できた。企画によっては参加者が集まりにくいものもあり、今後広報の工夫と事業内容の更なる充実化が求められる。	→	継続	環境局温暖化対策課
環境を知る講座	市民や市内通勤・通学者を対象に、全4回の環境講座を実施しています。  <計画目標等> 市民や市内通勤・通学者を対象に、「環境保全活動リーダー講座」への参加につなげることができるような環境に関する知識・理解・関心を深めてもらえる内容の環境講座を実施する。	【第1回：8/20】 森林の生態系の不思議 講師 九州大学大学院 薛 孝夫 准教授 【第2回：8/27】 河川の状況は 講師 福岡大学 渡辺 亮一 准教授 【第3回：9/3】 博多湾、玄界灘の環境は 講師 九州大学大学院 川口 栄男 教授 【第4回：9/10】 ほ乳類の生態系の変化は 講師 九州歯科大学 荒井 秋晴 准教授 延べ参加者：183名	アンケート結果によると、7～8割の参加者が理解できたと回答している。しかしながら、参加者数が定員を割り込んでおり、大学生や高校生へアピールする企画や多くの市民が受講しやすい開催場所の工夫など課題も残った。	→	継続	環境局温暖化対策課
市民参加型エコアップ活動	市域に「生き物のにぎわい」を取り戻すため、里地里山等を対象とした市民参加型のエコアップ活動等を実施し、さらに市民主体による生物多様性保全事業に取り組んでいます。  <計画目標等> 生態系ネットワークの形成を図ることにより、生物多様性を保全するとともに、市域に「生き物のにぎわい」を取り戻し、人と自然が共生する環境にやさしい都市の実現を図る。	・市民参加型エコアップ活動（東平尾公園） ・第1回（11月）生きものを見つけてみよう20人参加 ・第2回（12月）生きもの居場所づくり 26人参加 ・第3回（2月）居場所はこうなった 20人参加	・エコアップ活動を通じて、生物多様性保全活動について市民啓発を図っている。	→	継続	環境局環境調整課
ビオトープ教室（生物出現状況調査）	クリーンパーク・臨海内ビオトープにおける生物出現状況調査と併せて市民参加によるビオトープ教室を実施しています。	・ビオトープ生物出現状況調査（クリーンパーク臨海） ・第1回（8月）・第2回（11月）・第3回（3月） （第2回：ビオトープ教室を併せて実施 28人参加）	・ビオトープ教室を通じて、生物多様性保全活動について市民啓発を図っている。	→	継続	環境局環境調整課
自然教室開催	原則として小学5年生及び中学1年生を対象に、背振少年自然の家及び海の中道青少年海の家等で、自然教室を実施しています。  <計画目標等> 自然に対する理解や畏敬の念を深めるとともに、規律ある態度や信頼関係を育てる。自然愛護の態度を育てる。	登山・カッター訓練・ウォークラリー・オリエンテーリング・天体観測など自然とふれあう体験や、学習を通して自然の厳しさや豊かさ美しさなどにふれました。また、集団生活を通して友人のよさに触れ、集団の規律を学び、友人との信頼関係を深める機会となりました。	各学校とも自然とのふれあいを深める体験や学習、集団宿泊生活に継続的に取り組んでいる。すべての小中学校で実施。	→	継続	教育委員会学校指導課
市民参加による博多湾生物指標調査	博多湾の環境の変化を指標する生物のうち、干潟域の環境指標として有効と考えられるアサリについて、市民参加による調査を実施しています。  <計画目標等> 博多湾環境保全計画の施策の評価や保全対策等を検討するための基礎資料とするとともに、博多湾の環境保全に対する市民の意識向上を図る。	・アサリ分布状況調査（3月、室見川河口）	市民にアサリ調査を体験してもらうことで、環境保全に対する意識の向上が図れた。	→	終了	環境局環境調整課
カプトガニ教室	自然保護に関する意識高揚と啓発を図るため、今津干潟周辺の小学校の児童を対象にカプトガニの生態や保護の取組などについての講話や実物観察などを行っています。	玄洋小学校5年生に対し実施 （7月、1回）		→	継続	環境局環境調整課
カプトガニ放流会	絶滅の危機に瀕しているカプトガニの現状を認識するとともに、自然保護意識の高揚を図るため、標識調査の用に供したカプトガニの放流を地元小学生等により行っています。	今津小学校4年生に対し実施 （9月、1回）		→	継続	環境局環境調整課
こどもエコクラブ	環境保全活動を行っている小・中学生を対象に、地域や学校で環境保全について実践活動を行うグループの結成を呼びかけ、支援しています。  <計画目標等> 小・中学生の環境保全・活動に対する意識の向上	・登録クラブ数 7クラブ ・会員数 362名（サポーター含む）	平成22年度は小学校などに呼びかけを行ったが、会員数を増やすことができなかった。なお、クラブの活動の支援（水生生物の観察実習）を行った。  平成21年度 7クラブ 274名 平成22年度 7クラブ 362名	→	継続	環境局環境調整課
油山自然観察の森（再掲）	第2章第1節第2項に掲載			→	継続	農林水産局農業政策課 福岡市緑のまちづくり協会
環境教育学習人材リスト	学校、公民館等における市民の自主的な環境学習を支援するため、環境カウンセラー、環境に関する知識・経験を備えた方々の講師情報を取りまとめ、「環境教育・学習人材リスト」をホームページ上で公開しています。	ホームページ掲載内容の更新 登録人材 49名	小学校や企業等から、ホームページを閲覧した上での問い合わせが寄せられるなど活用されているが、今後更に周知に努める必要がある。 平成22年度に環境局ホームページのリニューアルに伴い、人材リストは教育委員会生涯学習課所管の「まなびアイふくおか」へ集約し、他分野の人材リストと併せて検索できるように利便性を向上した。	↑	継続	環境局環境政策課

①事業・施策名	②施策内容・計画目標等	③平成22年度事業実績	④事業所管課による評価等	⑤評価	⑥平成23年度	⑦担当課
まもる一む福岡の運営	保健環境研究所1階に保健環境学習室「まもる一む福岡」を設置しています。 研究学習ゾーン ・野鳥ジオラマ ・クイズラリー ・水、空気、音、食品、保健、自然、生き物のテーマ別学習ゾーン 体験学習ゾーン ・ミラクルラボ(実験教室) ・エコライフシアター(常設シアター) ・ガイア(映像クイズ) ・カプトガニ展示 ・土曜イベント(エコKid's スクール、工作教室)  来館者は、水質測定や騒音測定などの「体験学習実験」や、パソコンによる検索学習システムなどを通じ、楽しみながら環境について学ぶことができます。	来館者数 9,647人  内訳(団体・個人別) 団体 3,980人(95団体) 個人 5,667人  内訳(大人・子供別) 大人 4,741人 子供 4,906人	来館者数は、平成21年度に比べ増加した。(平成21年度8,888名→平成22年度9,647名)近隣施設との共同イベント等で集客を検討していく。また、オープンから14年が過ぎ、施設の更新が課題となってきた。	↓	継続	環境局保健環境研究所
3Rステーション事業(再掲)	第2章第4節第1項に掲載			→	継続	環境局家庭ごみ対策課
エコルーム	環境保全活動を行う団体への支援の一つとして、クリーンパーク臨海に環境NPO等活動拠点支援施設「エコルーム」を作り、活動拠点スペースとして提供している。	2団体がそれぞれ月1回程度ずつ利用	非常に利用が少ないことから、施設の別用途での利用についても検討する必要がある。	↓	継続	環境局環境政策課
下水道PR事業	・ぼんプラザ2階(博多区祇園町向島ポンプ場)下水道PRコーナー 下水道・河川に関するパネル等を常設展示 ・下水道フェア 下水道の役割や下水道整備の重要性などについて、市民の方々に理解と関心を深めてもらうことを目的に実施(下水道PRステージ、水質実験、微生物観察、エコロジー体験イベント、下水道パネル展示など) ・夏休み下水道たんけん隊 水処理センターで生活排水等がどのように処理されるかを見学し、下水道の役割やしぐみを親子で学ぶ見学ツアー	・下水道フェア(8/29) 会場 キャナルシティ博多、ぼんプラザ下水道PRコーナー 参加者合計 15,758名  ・夏休み下水道たんけん隊(7/28,7/29,8/3) 参加者合計 237名	キャナルシティ博多をメイン会場に下水道フェアを実施したことで、多くの市民の方に参加してもらうことができた。	→	継続	道路下水道局営業課
空き缶選別プレスカー(カンパク大将)の派遣による環境教育学習の実施	平成4年5月から空き缶の投げ捨て防止やリサイクルの推進などの環境保全意識を醸成するため保育園、幼稚園、小学校などに空き缶選別プレスカーを派遣して環境教育学習を実施しています。  <計画目標等> リサイクル推進など環境保全に対する意識の向上	延べ271回の実演を実施	市民アンケートにおいても認知度が高いなど、幼児向け環境啓発事業として定着し、幼児に人気の高い事業である。	↑	終了	環境局家庭ごみ対策課
動物園の環境教育学習プログラム	動物の飼育体験やレクチャー、ガイドツアー等を通して、動物愛護や野生生物保護・地球環境保全への理解を深める学習プログラムを実施しています。 ・夏休みこども体験教室(対象:小学校5~6年生) ・飼育体験(対象:中学生~) ・ZOOスポットガイド(対象:一般の来園者) ・職場体験(対象:中学生~) ・総合学習等(対象:小学生) ・出前講座等(対象:小学生~)	・飼育体験 年1回 ・ZOOスポットガイド 毎週日曜日 ・職場体験等 年6回 ・総合学習等 年10回 ・出前講座等 年9回 ・ふれあい教室 年4回 ・博物館実習等 年1回	口蹄疫の関係で、一部飼育体験事業を中止したものの、ZOOスポットガイドをはじめとした様々な事業を着実に実施し、多くの方に参加していただくことができた。	→	継続	住宅都市局動物園
環境に関する相談	環境に関する相談については、各区に公害苦情担当者を配置し、関係機関と協力して解決に努めています。	苦情処理状況(平成22年度) 大気汚染:139件 水質汚濁:56件 騒音:178件 振動:14件 悪臭:100件 その他:29件		-	継続	各区生活環境課  環境局環境保全課
環境学習支援事業	公共施設・公立学校等の廃棄物収集業務に携わる事業所職員が、その知識と経験を生かし、小中学校等の環境学習に対する支援事業及び公共施設等に対する分別指導を実施しています。  <計画目標等> 環境学習支援の100%達成	環境学習支援実施:219件 17,977人 東部事業所:101件 7,784人 西南部事業所第1係:77件 6,805人 西南部事業所第2係:41件 3,388人	バックカーによる収集の実演やごみの分別方法、リサイクル品の説明など、見て、触れて、体験しながら学ぶことができ、ごみ減量・リサイクルに対する意識付けと推進の効果があつた。	→	継続	環境局環境事業所
新規採用職員研修	新規採用職員研修において、本市の環境保全に向けた取組について学ぶ科目を設けています。  <計画目標等> 本市の環境保全に向けた取り組みについて知る。	平成22年度新規採用職員(行政職)研修において、講義を1時間15分実施。	今後の実施にあたっては、工夫が必要。	→	継続	総務企画局職員研修センター
海の中道青少年海の家	海の中道海浜公園内で、宿泊棟・キャンプ場を有する青少年の社会教育施設です。自然に直接触れ、「環境保全活動」「自然観察活動」「自然体験活動」「総合的環境学習」等で様々な活動プログラムを準備し、環境教育・学習を実施しています。	○環境保全活動 ビーチクリーンアップ:12回 1,288人 ○自然観察活動 天体観測、鳴き砂体験、動物ウォッチング、野鳥ウォッチング、パークテラーリング、ウォークラリー、マリンワールド見学 ○自然体験活動 塩作り(玄界灘の海水利用)、砂の造形、豆腐作り体験(海水利用)、貝皿クラフト、貝殻ビンゴ、グニャグニャ凧、木工作、釣り、カッター教室	学校団体・青少年団体におけるビーチクリーンアップをはじめ、29の活動プログラムで環境教育・学習に寄与できた。 今後、活動そのものの満足度等を調査し、活動の改善を図る必要がある。	→	継続	こども未来局海の中道青少年海の家

①事業・施策名	②施策内容・計画目標等	③平成22年度事業実績	④事業所管課による評価等	⑤評価	⑥平成23年度	⑦担当課
<b>第4節 環境情報の継続的な収集・発信と共有</b>						
大気の常時監視	<p>大気汚染防止法に基づき大気の汚染状況を把握するために、市内に設置した大気環境測定局の自動測定機により24時間連続的に監視を行う。収集したデータは大気環境監視システムにより関係機関に提供するとともに、環境局のホームページにより市民へ情報提供している。また、自動車交通量の多い主要交差点等で大気環境測定車を用いて大気汚染の調査を行っている。</p> <p>&lt;計画目標等&gt; 測定項目において環境基準値や環境目標値等との比較を行い、環境基準等の達成状況を把握する。</p>	<p>・一般環境大気測定局：8局、自動車排出ガス測定局：8局            二氧化硫黄：4測定局            窒素酸化物：16測定局            一酸化炭素：1測定局            光化学オキシダント：9測定局            浮遊粒子状物質：16測定局            微小粒子状物質：2測定局</p> <p>で監視。</p> <p>・移動測定車による調査は6地点で実施。</p>	<p>二氧化硫黄、二氧化硫素及び一酸化炭素については全ての測定局で環境基準を達成したが、光化学オキシダント(全局)及び浮遊粒子状物質(10局)については環境基準を達成しなかった。また、微小粒子状物質(2局)については測定日数が評価の基準に満たないため環境基準の評価の対象としない。なお、光化学オキシダント注意報の発令はなかった。</p>	↑	継続	環境局環境保全課
公共用水域の常時監視	<p>水質汚濁防止法に基づく公共用水域の水質や底質等の状況を把握するため、市内の河川と博多湾において調査を行う。また、市内の主要な海水浴場の水質について調査を行う。</p> <p>&lt;計画目標等&gt; 調査項目において環境基準値や指針値等との比較を行い、環境基準等の達成状況を把握する。</p>	<p>市内21河川の環境基準点19地点と補助地点12地点及び博多湾3海域の環境基準点8地点と補助地点3地点について生活環境項目、健康項目、要監視項目の調査を行った。河川と博多湾の底質についても調査を実施した。また、海水浴場5ヶ所についてシーズン前とシーズン中に調査を行った。</p>	<p>河川は全地点でBOD(生物化学的酸素要求量)の環境基準を達成。博多湾は西部海域2地点と東部海域1地点でCOD(化学的酸素要求量)の環境基準を達成した。海水浴場調査については、5海水浴場いずれも判定基準に適合していた。</p>	↑	継続	環境局環境保全課
騒音・振動の監視	<p>騒音規制法や振動規制法などに基づき自動車交通・航空機・新幹線・在来線の騒音と振動の調査を行っています。</p> <p>&lt;計画目標等&gt; 調査対象に定められた環境基準値や指針値等との比較を行い、環境基準等の達成状況を把握する。</p>	<p>・騒音調査は、自動車騒音調査を50地点で実施し、沿道住居等の騒音値を推計・評価した。航空機騒音は12地点、新幹線鉄道騒音5地域15地点、在来線鉄道騒音6地域で年1回の測定を行った。</p> <p>・振動調査は、道路交通振動について20地点で調査を実施し、新幹線鉄道振動5地域15地点、在来線鉄道振動6地域で年1回の測定を行った。</p>	<p>自動車騒音調査の結果を用いて自動車騒音面的評価を平成17～21年度の調査区間も含めた170区間で実施したところ、沿道住居等の91.2%で昼夜とも環境基準を達成していた。航空機騒音は3地点では環境基準を超過し、9地点では環境基準を達成していた。新幹線鉄道騒音は3地点で環境基準を超過し、12地点では環境基準を達成していた。道路交通振動は要請限度を超える地点はなかった。新幹線鉄道振動については全ての地点で指針値以下であった。</p>	→	継続	環境局環境保全課
ダイオキシン類測定調査	<p>一般環境中(大気、公共用水域水質・底質、地下水、土壌)のダイオキシン類を「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき調査を行っています。</p> <p>&lt;計画目標等&gt; 調査対象に定められた、環境基準値との比較を行い、環境基準等の達成状況を把握する。</p>	<p>・ダイオキシン類調査を大気7地点(年2回)、公共用水域の水質17地点(年2回)、底質17地点(年1回)、地下水7地点(年1回)、土壌14地点(年1回)実施した。</p>	<p>ダイオキシン類は全ての試料で、環境基準を達成しており、濃度は横ばいであった。</p>	→	継続	環境局環境保全課
有害大気汚染物質の調査	<p>有害大気汚染物質は微量ではあるが長期間摂取により健康影響が懸念されている物質で、健康リスクが高いと考えられている優先組物質19物質の調査を行っています。また、大気中のアスベスト調査を行っています。</p> <p>&lt;計画目標等&gt; それぞれの物質に定められた、環境基準値や指針値等との比較を行う。</p>	<p>・有害大気汚染物質うち優先組物質19物質について市内4地点で毎月測定した。</p> <p>・アスベストは5地域10地点(年1回)で測定した。</p>	<p>調査した物質で環境基準値や指針値を超える項目は見られなかった。</p>	→	継続	環境局環境保全課
環境ホルモン測定調査(再掲)	第2章第3節第3項に掲載			→	継続	環境局環境保全課
地下水の保全(再掲)	第2章第3節第2項に掲載			→	継続	環境局環境保全課
保健環境研究所における調査・研究の推進	保健環境研究所で、環境関連法令に基づく大気や水質に関する試験検査及び調査研究を行っています。	<p>(試験検査) 大気及び水質に係る検査を約1400検体実施 (調査研究) 光化学オキシダントの研究(共同研究)などを実施</p>	毎年度継続して実施している。	→	継続	環境局保健環境研究所環境科学課
最終処分場跡地の環境調査	<p>埋立を終了した最終処分場について、発生ガス組成や浸出水の調査を行っています。</p> <p>&lt;計画目標等&gt; 最終処分場からガスの発生が認められない状態</p>	<p>・主要ガスのモニタリングの実施・微量有機化合物は調査終了</p>	継続して調査を実施している。	→	継続	環境局保健環境研究所(廃棄物試験研究センター)
廃棄物の再資源化調査	<p>廃棄物のごみ組成及び発生量を経年的に調査し、ごみ減量や再資源化を推進する基礎資料を取得している。また、生ごみ・剪定枝葉などの有効利用のため堆肥化やガス回収の調査研究を行っています。</p> <p>&lt;計画目標等&gt; 効率的な資源化技術の確立</p>	<p>家庭系不燃性廃棄物のごみ質及び資源化センターの減容・減量化調査について継続した調査を行った。また、乾燥生ごみ・剪定枝葉などの有効利用のための堆肥化やガス回収の調査研究を行った。</p>	<p>乾燥生ごみを利用したバイオガス回収の試験を継続している。</p>	→	継続	環境局保健環境研究所(廃棄物試験研究センター)
ボランティア情報ホームページの運用	<p>市内のボランティア団体紹介など、ボランティアに関する情報を福岡市NPO・ボランティア交流センターホームページで提供している。 http://www.fnvc.jp/</p> <p>&lt;計画目標等&gt; 多くの市民へボランティア団体情報などを提供する。</p>	引き続き実施	平成13年度から継続して情報提供を行っている。	→	継続	市民局市民公益活動推進課(福岡市NPO・ボランティア交流センター)
各種消費者講座	講座等で暮らしに役立つ情報を提供することにより、消費者の自立を支援しています。	<p>暮らしの情報講座「農業と人生をおもしろくする技術 -アイガモからいのちと食を考える-</p>	-	→	継続	市民局消費生活センター

①事業・施策名	②施策内容・計画目標等	③平成22年度事業実績	④事業所管課による評価等	⑤評価	⑥平成23年度	⑦担当課
環境学習のためのホームページの運用	市民の環境学習を支援するため、ホームページ「福岡市の環境 学ぼう！つなごう！ふくおかの環境」で、環境に関する情報を収集・提供しています。 http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/	平成23年3月リニューアル内容を随時更新。  【アクセス件数】 平成22年度：370,947件(33,722件/月) 累計(平成16年度～)：3,252,790件	リニューアルを行い、さらに見やすくわかりやすい情報提供を行っている。	↑	継続	環境局環境政策課
子ども向け環境情報ウェブサイト「エコッパと学ぼう！子ども環境局」の運用	環境に関する問題を楽しく学習できるように、小・中学生や学校の先生方を対象とした情報を提供しています。 http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyoku/kids/ 平成19年9月開設	小学校での取り組み事例や、幼児の環境学習実践事例等の掲載による、子どもや指導者を対象とした環境学習の支援。  【アクセス件数】 平成22年度：45,163件(4,107件/月) 累計(平成19年度～)：117,367件	少しずつ認知されてきており、アクセス数も増加している。	→	継続	環境局環境政策課
<b>第5節 環境影響評価の推進</b>						
福岡市環境影響評価制度	規模が大きく環境への影響が著しいものとなるおそれがある事業については、福岡市環境影響評価条例等の規定により環境影響評価の対象事業となるため、事業者自らが制度に基づき環境への影響を調査・予測・評価するとともに環境保全措置を検討することで環境に配慮されたものとなります。  <計画目標等> 福岡市環境影響評価条例の運用や、環境影響評価法及び福岡県環境影響評価条例への対応を適切に行い、事業がいずれの制度の対象となった場合も事業者が環境への配慮を十分に検討するように誘導する。	事後調査 ・周船寺川都市基盤河川改修事業 ・西南学院大学田尻グラウンド（仮称）整備事業 ・かなたけの里公園整備事業 方法書手続き完了 ・（仮称）アイランドシティ線 ・若久団地再生（全面建替）事業	環境影響評価制度の手続を経たものは、環境に配慮した事業となっている。	→	継続	環境局環境調整課
アイランドシティ整備事業環境監視（事後調査）	アイランドシティ整備事業について、環境影響評価実施要綱及び公有水面埋立法に基づき実施した環境影響評価に基づく環境監視（事後調査）を実施し、環境の保全に努めています。	以下の項目について環境監視を実施した。 ○工事中の騒音 ○工事中の水質 ・SS（水の濁り） ○鳥類 ・飛来状況 ・餌の状況（底生生物） ・餌の生育環境（水質・底質） 〈結果〉 監視基準値を定めているものは全て基準値以下であり、その他の項目についても特段の対策を必要とする変化はみられなかった。	計画どおり事業実施し、環境の保全が確認されている。	↑	継続	港湾局環境対策課
<b>第6節 積極的な環境配慮の促進</b>						
福岡市環境配慮指針などの運用による各種開発事業に際しての環境への配慮の推進	「福岡市環境配慮指針」とは、公共の都市基盤整備事業や民間の開発事業の「構想」「計画」「実施」にあたり、環境に配慮すべき事項を具体的に示し、これらの事業が環境と調和のとれたまちづくりへと結びつくように誘導するための指針です。  以下の各種開発事業の許認可に際して、環境保全上の見地から意見を述べ、事業の環境への配慮を促進します。 ・都市計画法第29条の規定による開発行為許可 ・建築基準法第48条および第51条の規定による許可 ・福岡県環境保全に関する条例による許可等 ・砂利採取法および採石法による採取計画の認可 ・都市再生機構法第14条による協議 ・福岡市土砂埋め立て等による災害発生の防止に関する条例第4条による埋立許可 ・大規模小売店舗立地法に基づく騒音審査  <計画目標等> 公共の都市基盤整備事業や民間の開発事業が環境と調和のとれたまちづくりへと結びつくように誘導する。	・都市計画法第29条の規定による開発行為許可：54件 ・建築基準法第48条および第51条の規定による許可：5件 ・福岡県環境保全に関する条例による許可等：1件 ・砂利採取法および採石法による採取計画の認可：3件 ・福岡市土砂埋め立て等による災害発生の防止に関する条例第4条による埋立許可：6件 ・大規模小売店舗立地法に基づく騒音審査：26件	各種開発事業等が出来る限り環境に配慮した事業となるように担当部局を通じて誘導している。	→	継続	環境局環境政策課  環境局環境調整課
環境に影響を及ぼすおそれのある事業に係る環境への配慮の促進	市が環境に影響を及ぼすおそれがある事業を立案及び実施するに当たっては、環境関係法令や福岡市環境配慮指針などを周知して、環境への配慮を促進しています。 （根拠条例・規則等） ・福岡市環境基本条例第8条第2項 ・福岡市環境調整会議規則第2条 ・環境に影響を及ぼすおそれがある事業に係る環境への配慮に関する要綱 ・環境に影響を及ぼすおそれがある事業に係る環境への配慮に関する事務取扱要綱	環境に影響を及ぼすおそれがある事業に対する意見 ・道路の新設又は車線数の増加を伴う改築：1件 ・鉄軌道の建設：1件 ・ため池の改修：2件 ・土地区画整理事業：1件・公有水面埋立：1件 ・発電施設：1件 ・公園：1件 ・公共施設：3件 ・海岸保全施設：1件 ・その他：1件	人と環境と都市が調和のとれた都市を目指して、事業担当部局が環境配慮を行えるように環境に関する情報提供等を行っていく。	→	継続	環境局環境政策課
アイランドシティ環境配慮指針	環境と共生した先進的なまちづくりを実現するため、緑化の推進や省エネルギー設備・新エネルギーシステムの導入など環境に配慮した施設整備を誘導するための指針として、平成15年11月に策定しました。 策定から7年経過していることから、指針によるまちづくりの効果や、その評価等各種基礎調査を実施します。 <計画目標等> 先進的な「環境共生都市」の実現に向けて、アイランドシティ内のすべての施設・空間を対象に、以下の5つの目標を掲げ、それぞれに対応した環境配慮対策の導入を誘導していく。 ・豊かな自然環境と共生するまちの創造 ・ストップ温暖化のまちの創造 ・人と環境にやさしい交通を取り入れたまちの創造 ・水や資源を活かすまちの創造 ・地域で支える、持続可能なまちの創造	・開発事業者との協定締結：0件 ・施設整備計画書（環境配慮対策の実施状況記載）の届出受理：14件 ・環境配慮に関する開発事業者との協議、調整	引き続き、環境と共生した先進的なまちづくりを誘導するため、公共、民間を問わず、指針の的確な運用に努める。	→	継続	環境局環境調整課
環境保全に向けた福岡市役所環境保全実行計画	福岡市が自らの事務事業に関し温室効果ガスの排出を抑制するとともに、事業者・消費者としての環境保全に向けた取組を、事業者や市民に率先して行うことを目的に、「福岡市役所環境保全実行計画（第1次）」を平成16年4月に策定。第1次の計画期間が平成20年度で終了するため、平成21年3月に「福岡市役所環境保全実行計画（第2次）」を策定。計画期間を平成21年度～平成24年度とする。 本市の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量について、基準年度と比較して5%以上削減する。 目標年度：平成24年度 基準年度：平成16年度	「福岡市役所環境保全実行計画（第2次）」に基づき、自ら事業者として、温暖化対策に取り組む。また、計画の推進体制として、市長を本部長とする「福岡市『ストップ・ザ・温暖化』推進本部」（平成20年5月設置）において進行管理を行う。	庁舎等で使用するエネルギー使用に伴い発生する二酸化炭素排出量は基準年度と比べ1.4%増加しており、引き続き全庁的な取り組みを行う。	→	継続	環境局温暖化対策課

①事業・施策名	②施策内容・計画目標等	③平成22年度事業実績	④事業所管課による評価等	⑤評価	⑥平成23年度	⑦担当課
ISO14001に基づく環境保全の取組み	水道局では、環境に配慮した事業運営をより確実に、また継続的に実施していくことを目的に、平成14年10月18日にISO14001の認証を取得しました。今後も環境管理システムを定期的に見直すことにより、継続的に改善し、環境保全活動を確実に推進しています。  <計画目標等> 主な目標 (1)事業活動における環境負荷軽減 (2)節水 (3)水源地域の森林保全 (4)事務所活動における省エネ・省資源	主な実績 左記目標を掲げ、浄水場の電気使用量削減や漏水防止事業などの節水施策の実施、水源かん養林の整備及び用地取得、庁舎電気使用量の削減などにより、環境負荷軽減を図りました。	目標を概ね達成している	↑	継続	水道局総務課
	道路下水道局西部水処理センターでは平成12年度に環境マネジメントシステム(EMS)を構築し、平成13年2月に国際規格であるISO14001の認証を取得し、管理運営しています。  <計画目標等> EMSにより、放流水質の安定管理、電力使用量削減に努めるなど、環境負荷の低減に向け、継続的に改善していく。	EMSにより、放流水質の安定管理、電力使用量削減等によって、環境負荷の低減に努めました。	環境負荷の低減に努めた。	↑	継続	道路下水道局西部水処理センター
	環境局西部工場では平成11年3月に環境マネジメントシステム(EMS)を構築し、平成12年10月に国際規格であるISO14001の認証を取得しました。  <計画目標等> 1 環境負荷の低減 2 緑豊かな工場 3 環境意識の高揚 4 継続的な改善 5 法令等の遵守 についての取り組みを実践しています。	1 工場での所内消費電力の削減及び温室効果ガスの削減について、目標を達成しました。 2 松の植樹など緑化活動を実施しました。 3 小学生等約6,400人の見学者を受入れ、環境学習の場としました。 4 ISO14001環境マネジメントシステムの内部監査及び外部定期審査を受け、有効に機能していると判定されました。 5 環境レポートを作成し、公表しました。	毎年継続的に実施して成果が得られている。	↑	継続	環境局西部工場
福岡式環境ISO事業(事業者版)	市内事業者の①省エネ、②廃棄物の削減・リサイクル、③節水などの自主的な取り組みを促進するために、環境省が推進している中小事業者等向け簡易版環境マネジメントシステム(EMS)である「エコアクション21(EA21)」の市内事業者への普及を図っています。	・EA21導入セミナーを実施 市内事業者等を対象にEA21の説明会を実施した。<40事業者> ・自治体イニシャティブ・プログラムに参加(EA21に取り組む事業者への認証・登録までの支援として環境省の外郭団体であるEA21中央事務局が実施)。<33事業者> ・EA21個別アドバイスを実施 自治体イニシャティブ・プログラム参加事業者を対象に事業者を訪問し個別アドバイスをを行った。<19事業者>	・事業者の①省エネ、②廃棄物の削減・リサイクル、③節水などの自主的な取り組みに対して支援を行うことができている。	→	継続	環境局環境政策課
地域中小企業に対する支援ISO構築・監査員養成セミナー	ISO取得に取り組もうとする地場中小企業支援のため、ISO14001構築セミナー及び内部環境監査員養成セミナーを開催しています。  <計画目標等> 定員：両セミナーとも20名	国際規格ISO14001 ・入門セミナー：平成22年7月3日(土)、41名参加 ・内部環境監査員養成セミナー： 平成22年7月6日(火)～7日(水)、7名参加	毎年度継続して実施 平成19年度：50名 平成20年度：56名 平成21年度：30名 平成22年度：48名	→	継続	経済振興局創業・経営支援課
社会貢献優良企業(環境配慮型事業所)優遇制度	企業の社会や市・地域への貢献活動を評価し、当該社会貢献活動の促進を目的として、社会貢献度の高い市内に本店のある中小企業(社会貢献優良企業)※に対して福岡市との契約において優先指名する等の優遇制度を設けています。 ※平成22年度からは市内に本店のある大企業も対象	【認定基準】 ISO14001またはエコアクション21(EA21)の認証を取得している市内に本店のある中小企業(平成22年度からは市内に本店のある大企業も対象) 【平成22年度認定業者数】84社(平成21年度52社) 内訳 ISO14001：48社(平成21年度37社) EA21：36社(平成21年度15社)	・本市の契約制度において優遇することで、市内事業者に対してISO14001またはEA21の認証取得を促し、事業者の①省エネ、②廃棄物の削減・リサイクル、③節水などの自主的な取り組みを促進している。	→	継続	環境局環境政策課
<b>第7節 経済的手法・規制的手法などの導入を含めた統合的アプローチ</b>						
太陽光発電システム設置補助(再掲)	第2章第4節第2項に掲載			→	継続	環境局温暖化対策課
低公害車への優待措置	次世代自動車(電気自動車やハイブリッド自動車など)が市営駐車場(博多駅、築港、川端地下、大橋、本庁舎)を利用すると駐車料金が1時間無料になります	優待措置利用台数：14,949台 市営駐車場等における低公害車優遇措置利用台数 平成21年度：8,306台→平成22年度：14,949台	今後も低公害車等の優遇措置を実施することで市民への普及促進に努めていく。 ただし、新車の販売状況の良好なハイブリッド自動車については、優待措置について段階的に見直すとともに、今後は電気自動車やプラグインハイブリッド自動車への重点化に努めていく。	↑	継続	環境局温暖化対策課

①事業・施策名	②施策内容・計画目標等	③平成22年度事業実績	④事業所管課による評価等	⑤評価	⑥平成23年度	⑦担当課
低公害車（バス）導入促進事業	バス事業者による低公害車（ハイブリッドバス）の導入に要する経費の一部を補助（国との協調補助）する。	西日本鉄道がハイブリッドバスを2台導入（平成22年9月）した	環境負荷の低い低公害バスの導入には事業者の協力が不可欠であるが、導入に多額の費用がかかるため、福岡市内のバスの低公害化導入はほとんど進んでいない状況である。低公害車の導入補助を実施することにより、環境負荷の大きな要因となっているバスについて、国と連携・協力し、低公害化を進めていくもの。	↑	継続	環境局温暖化対策課
公害防止資金の融資（対象：市内で事業を営む中小企業者の方）	市民の健康の保護と生活環境の保全を目的に中小企業者等に対する融資を行っています。 (1) 公害防止事業資金 対象：公害の防止に必要な施設の設置・改善を行う中小企業者等 (2) 低公害車買換等資金 対象：低公害車の買換等を行う中小企業者等	・平成22年度末融資残高：2件、4,208千円 (1) 公害防止事業資金 ・平成22年度末融資残高：無 ・平成22年度新規融資実績：無 (2) 低公害車買換等資金 ・平成22年度末融資残高：2件4,208千円 ・平成22年度新規融資実績：無	公害防止の観点から最新規制適合車への買い換えに当たり使用中の車を完全廃車することが条件となること及び手続が他のローンと比べると煩雑であることなどを理由に、融資制度の利用が少なくなっている。	→	継続	経済振興局創業・経営支援課 環境局温暖化対策課 環境局環境保全課
都市緑化基金	福岡市緑のまちづくり協会が基金の造成、運用、管理を行い、市民・企業等からの寄付金を積み立て、その運用益金により市民の緑化意識の高揚を図り、うるおいのある緑のまちづくりを推進する各種事業を実施しています。（昭和59年度～）  <計画目標等> 目標年次：平成25年 積立目標額：10億円	平成22年度末造成額： 935,156千円 （基本財産 35,000,000円を含まず）	造成目標の達成に向け、前進した。	↑	継続	住宅都市局緑化推進課  福岡市緑のまちづくり協会みどり課
河川浄化報償金	河川の清潔保持に協力し、河川の清掃及び除草等の河川環境の浄化を行う団体に対して報償金を交付しています	活動団体数：12団体 活動範囲：41.89km	毎年度継続して実施。	→	継続	道路下水道局下水道河川管理課
治水池環境美化活動報奨金	治水池環境の保全に協力し、治水池の清掃及び除草等の治水池の美化活動を行う団体に対して報奨金を交付する。（18年度新規）  <計画目標等> 平成18年度活動団体数：2団体 平成19年度活動団体数：3団体 平成20年度活動団体数：4団体 平成21年度活動団体数：4団体 平成22年度活動団体数：4団体	活動団体数：3団体 （他に平成23年度からの新規認定団体2団体）	毎年度継続して実施。	→	継続	道路下水道局下水道河川管理課

**第5章 計画の推進**

**第1節 推進体制などの拡充 / 第2節 環境の総合的な管理 / 第3節 調査研究の充実**

福岡市環境審議会	環境基本法第44条の規定に基づき、環境の保全に関する基本的事項を調査審議する等のため、福岡市環境審議会を設置しています。	<9月30日開催> (1)会長の選出 (2)会長代理及び専門部会委員の決定 (3)福岡市の環境施策の実施状況等について ア 循環型社会の構築 ①平成21年度のごみ処理状況等 ②施策の実施状況 イ 温暖化対策の推進 ①平成20年度の温室効果ガス排出量 ②施策の実施状況 ウ その他の環境施策等 ①平成21年度の環境監視の結果について ②その他の環境施策の実施状況 (4)環境審議会視察（案）について (5)今後のスケジュールについて (6)その他	本市における環境の保全全般に関する基本的な事項について十分な審議等が行われている。	→	継続	環境局環境政策課
福岡市環境調整会議	本市が環境に影響を及ぼすおそれがある事業を立案及び実施するに当たっての調整、その他環境への配慮の推進に関する総合的調整等を行うため、「福岡市環境調整会議」を設置しています。	実績なし	本市の環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に関し、総合的な調整等を行うための局長級の会議として、システムが確立している。	→	継続	環境局環境政策課
福岡都市圏環境行政推進協議会(再掲)	第4章第2節に掲載			→		環境局環境政策課
循環のまち・ふくおか行動委員会	循環のまち・ふくおか基本計画（福岡市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画）における各施策の評価、検証を行うため、「循環のまち・ふくおか行動委員会」を設置しています。  <計画目標等> ・ごみ要処理量 平成27年度までに家庭系ごみ31万トン、事業系ごみ31万トン、合計62万トン(平成14年度の10%減) ・ごみ減量・リサイクル率 平成27年度までに30%（平成14年度の倍増）	循環のまち・ふくおか行動委員会 5回開催  循環のまち・ふくおか行動委員会作業部会 6回開催	ごみ処理基本計画の改定に向けた原案の検討を行うとともに、循環型社会の構築に向けた施策の検討・推進・評価・検証など、現行計画の進行管理の役割を担っている。	↑	継続	環境局計画課
福岡市自動車交通公害防止計画推進協議会	自動車交通公害対策を総合的に推進するため必要な事項を協議することを目的に設置しています。  <計画目標等> 協議会構成委員である市民、事業者、関係団体、及び行政が、情報交換や協力、連携を図りながら、自動車交通公害防止計画の進行管理組織として総合的に各種施策を推進していく。	平成22年8月30日 ・平成22年度福岡市自動車交通公害防止計画推進協議会開催	毎年度継続して、現状における問題点・課題を踏まえた具体的な取り組みについて検討が進められている。	→	継続	環境局環境保全課

①事業・施策名	②施策内容・計画目標等	③平成22年度事業実績	④事業所管課による評価等	⑤評価	⑥平成23年度	⑦担当課
今津干潟懇話会	国際的に貴重な野鳥の飛来地であり、絶滅危惧種のカブトガニをはじめとする、多様な生物の生息・生育場となっている今津干潟の保全対策の検討のため、学識者、地域住民、関係機関等からなる「今津干潟懇話会」を設置しています。	・今津干潟懇話会の開催（6月，2月）	今津干潟懇話会において保全対策等の検討をしているところである。	→	継続	環境局環境調整課
博多湾環境保全計画推進委員会	平成20年1月に策定した「博多湾環境保全計画」の着実な推進を図るため、平成20年9月に「博多湾環境保全計画推進委員会」を設置し、計画の進行管理や施策の効果の評価、新たな対策の検討などを行っています。  <計画目標等> 博多湾の将来像 “生物が生まれ育つ博多湾”	・博多湾環境保全計画推進委員会の開催（10月，3月）	博多湾環境保全計画推進委員会において計画の進行管理や、施策の効果の評価等を行っている。	↑	継続	環境局環境調整課
福岡市地球温暖化防止市民協議会	地球温暖化対策の推進に関する法律第26条第1項の規定に基づき、市民・事業者・行政が協力して、地球温暖化防止に向けた積極的な実践活動の推進を図ることを目的に組織しています。  <計画目標等> 多くの市民、事業者が協力して、地球温暖化防止に向けた様々な事業を取り組んでいく。	・福岡市地球温暖化防止市民協議会会員数 154団体 （平成23年5月末現在：156団体） 平成18年度：130企業 平成19年度：140企業 平成20年度：143団体 平成21年度：152団体 平成22年度：154団体	福岡市地球温暖化防止市民協議会会員数の増加。今後も市民・事業者・行政が協力して、地球温暖化防止に向けた実践活動に取り組んでいくことが重要である。	→	継続	環境局温暖化対策課
ごみ減量・リサイクル推進会議（再掲）	第4章第2節に掲載			→	継続	環境局家庭ごみ対策課
福岡市環境教育・学習計画推進協議会（再掲）	第4章第3節に掲載			→	継続	環境局環境政策課